

令和2年2月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料2

藤沢市教育振興基本計画（案）

【 第3期：2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度） 】

2020年（令和2年）3月

藤沢市教育委員会

<はじめに>

近年、技術革新やグローバル化が急速に進み、社会における様々なニーズに変化が生じています。そのような中であって、現在、持続可能な社会をめざし、「誰一人取り残さない教育」の在り方が問われています。

学校教育において、新しい学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が求められています。また、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要になるとされています。

また、生涯学習においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにする、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進が求められています。

そのためには、生涯学習施設において、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることが大切です。

本市では、2011年（平成23年）に藤沢市教育振興基本計画を策定しました。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を基本理念に掲げ、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの連携の下、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会ふじさわをめざして、本市の教育の振興に取り組んでまいりました。

2016年（平成28年）には、「ふじさわ教育大綱」を策定し、学びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、誰もが手を携えて、生涯にわたって学び続け、幸せなまちをつくりたいという願いを表しました。

この度、藤沢市教育振興基本計画の2回目の改定にあたり、新たな時代に向けても、「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」は変わることない理念として位置づけ、3つの基本目標も継承することといたしました。

今回の改定においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、

将来に夢や希望を持つことができるよう、基本方針に「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットの構築」を位置づけました。

また、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保できるよう、教職員の働き方改革に取り組み、子どもたちの学びを支える学校体制づくりの推進を行うようにしました。

誰もが「学びの環」を広げ、予測不能な状況の中でも、多様な人々と協働しながら、誰一人取り残さない社会の実現をめざすために、藤沢市教育振興基本計画を推進してまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

2020年（令和2年）3月

藤沢市教育委員会

目 次

第Ⅰ章 第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ

- 1 第3期計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 第3期計画の主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第Ⅳ章 藤沢市教育振興基本計画（第3期） 基本構想

- 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 3つの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 5つの基本方針と施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第Ⅴ章 基本方針ごとの実施事業

- 1 体系図（実施事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 実施事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

資 料

- 諮問書 . . . 73
- 「第3期藤沢市教育振興基本計画素案」に関する
パブリックコメントの実施結果について . . . 74
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況 . . . 89
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿 . . . 90
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱 . . . 91
- 答申書 . . . 92
- 計画策定までの経過 . . . 93

本文中の「*（アスタリスク）」を付した用語は、「用語集」（p67～）に掲載しています。

第 I 章 第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、2011 年（平成 23 年）3 月に、国の「教育振興基本計画」及び神奈川県「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。その後、2015 年（平成 27 年）3 月に「第 2 期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

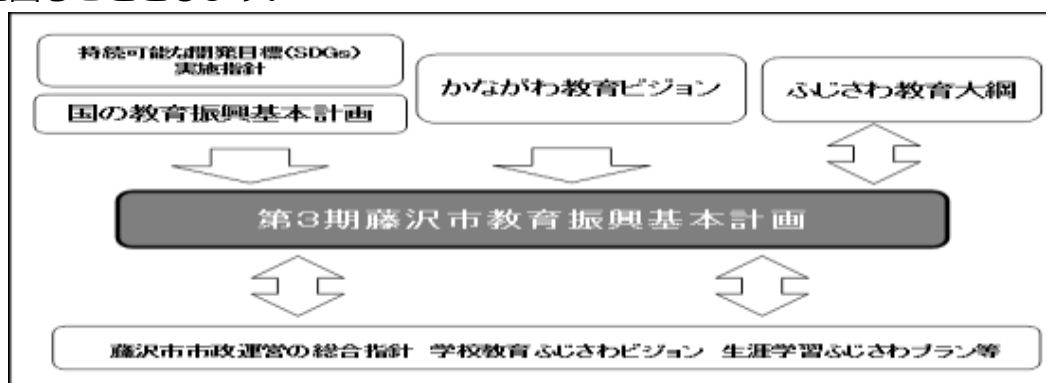
このたび、第 2 期計画の期間が終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、取り組むべき課題を整理し、「第 3 期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものです。

策定に当たっては、「持続可能な開発目標（SDGs^{エスディージーズ}）実施指針」の考え方を取り入れるとともに、国の「第 3 期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「ふじさわ教育大綱」「学校教育ふじさわビジョン」「生涯学習ふじさわプラン」「藤沢市市政運営の総合指針」等と整合を図るものです。

なお、子ども青少年部や福祉健康部など、他部門の関連する計画とも整合性を図ることとします。



3 計画の対象範囲

第3期計画は、藤沢市の教育行政に関する基本的な計画であり、教育委員会が所管する市立小学校、中学校、特別支援学校の学校教育及び生涯学習全般等を対象としています。

4 計画の対象期間

対象期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

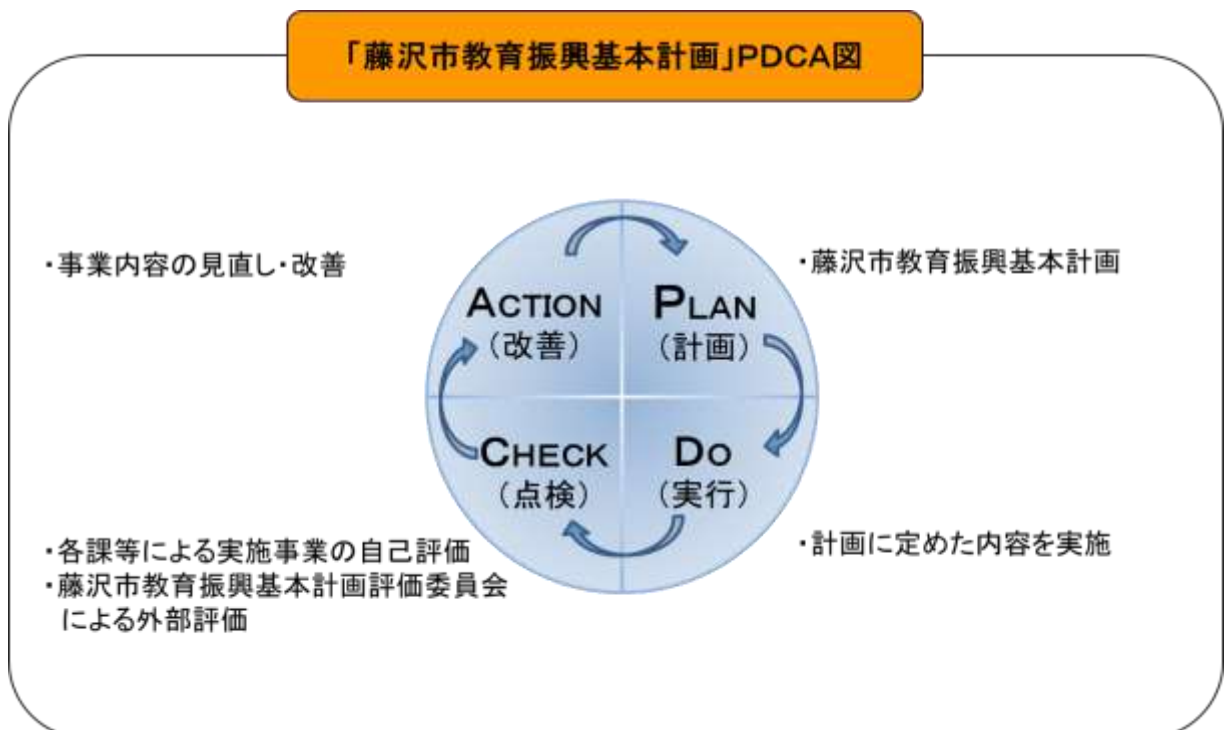
2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		第1期藤沢市教育振興基本計画					第2期藤沢市教育振興基本計画				第3期藤沢市教育振興基本計画				

5 進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、各課等が実施状況の点検・自己評価を行うとともに、藤沢市教育振興基本計画評価委員会による外部評価を実施します。

また、本計画の進行管理とあわせて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく教育委員会の点検・評価を実施します。

この結果については、報告書としてまとめ、公表するとともに、必要に応じて実施事業の見直し・改善を行います。



第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題

1 人口動態と児童生徒数の推移

本市は、1940年（昭和15年）の市制施行以来、都市の成長とともに着実に人口が増加し、2010年（平成22年）には40万人を超えました（国勢調査人口）。2015年（平成27年）国勢調査の結果に基づいて推計した「藤沢市将来人口推計」によると、本市の人口はしばらく増加し、2030年に約44万4千人でピークを迎え、その後、人口減少に転じると推計しています。（図1）

市立小・中学校の児童生徒数の推移については、小学校については、概ね微増傾向が続いており、中学校については、2017年（平成29年）をピークに減少傾向に転じています。（図2）また、全体としての増減傾向とは別に、児童生徒数の推移が地域によって差があることから、このことに対応した学校の適正配置について検討していくことが必要です。

図1 藤沢市将来人口推計

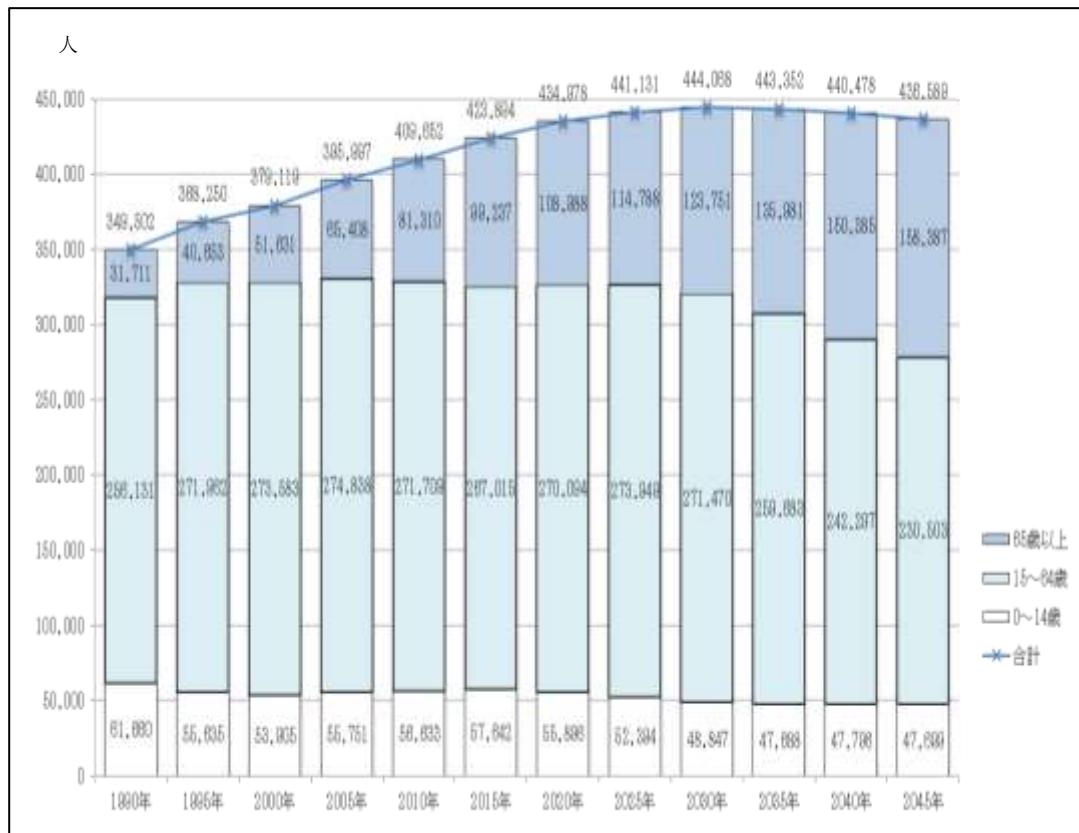
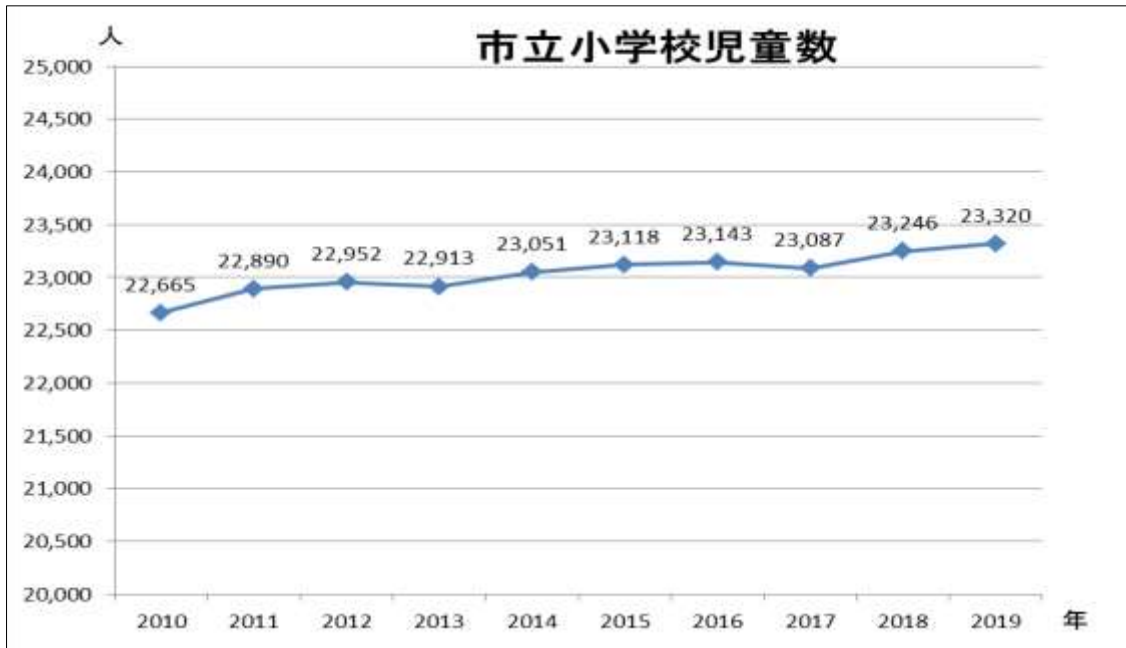


図2 市立小・中学校における児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)



2 教員の世代交代

市立学校の教員については、近年、世代交代が進んでいます。下の2つの図に示したように、2013年度（平成25年度）に比べて2018年度（平成30年度）では、20代後半から30代の教員数が多く、50歳前後の教員数が極端に少ない現状です。（図3）（図4）

このことから、経験の浅い教員に対する研修の充実と、中堅教員の育成を含めた学校全体の教育力や組織力の向上を図るために、教員の人材育成に組織的かつ計画的に取り組むことが重要です。

図3 平成25年度 小・中学校教員年齢構成（管理職含む）

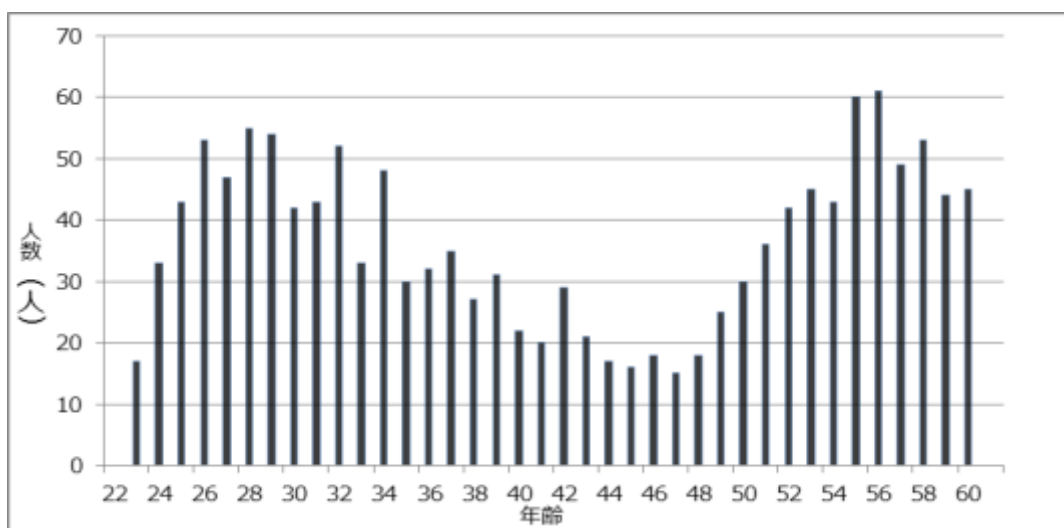
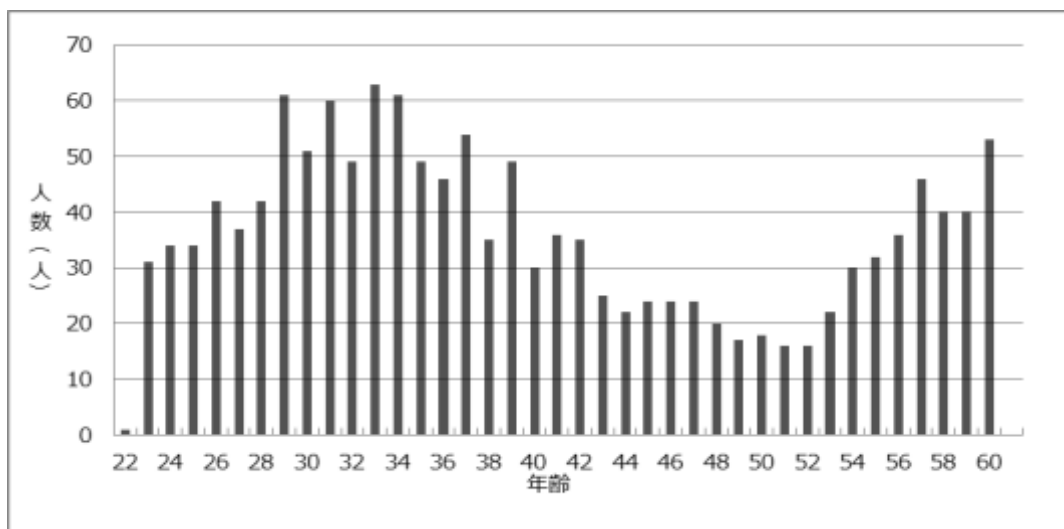


図4 平成30年度 小・中学校教員年齢構成（管理職含む）



3 新学習指導要領への対応

2017年（平成29年）3月に新しい学習指導要領*が告示され、小学校は2020年度（令和2年度）、中学校は2021年度（令和3年度）から全面実施となります。

今回の改訂では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現をめざすとしています。

そのために、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラムマネジメント*の実現や、子どもたちに「生きる力*」を育むために、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善が求められています。学習内容については、小・中学校ともに、言語能力の育成、道徳教育、プログラミング教育*、体験活動などの充実を図るとともに、小学校においては、外国語活動*及び外国語科*が導入されます。



タブレットを活用した授業風景

本市では、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）にかけて中学校英語科教員を小学校に派遣し、全ての小学校教員を対象に外国語指導に関する指導方法等の研修を実施しました。また、「プログラミング教育」や「主体的・対話的で深い学び」、「特別の教科道徳*」、「外国語」について教員が学ぶ研修講座の開設、

アイシーティー
ICT*教育環境整備など、新学習指導要領の全面実施に向けて準備を着実に進めてきました。全面実施後も円滑に教育課程が実施できるように、教員の資質向上・授業力向上に向けた研修の充実や、各教科等の学習活動において、より活用しやすい情報機器の整備を進めていくことが大切です。

4 支援教育の充実

本市では、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導や、いじめや不登校、学校生活に関する不安等、一人では解決できない課題を抱えて困っている児童生徒へ適切な支援を行うなど、「支援教育」の充実に取り組んでおり、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざしています。

こうした取組の一環として、通常の学級以外に、特別な支援を必要とする児童

生徒に対して、その能力や特性に応じ、個別指導や小集団での学習を行う「特別支援学校*」「特別支援学級*」の設置や、通常の学級に在籍し、きこえやことばに課題があったり、集団活動や感情のコントロールに課題があったりする児童を対象とした「通級指導教室」を設置しています。

また、学校への適応のため、日本語の指導を必要とする外国につながるのある児童生徒*に対しては、「日本語指導教室*」「国際教室*」を設置するとともに、学校に日本語指導員を派遣して、日本語の指導も行っています。

さらに、不登校児童生徒に対しては、カウンセリングによる相談、小グループ活動や個別の学習支援を行う「相談支援教室」を設置するなど、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整備し、適切な教育を受けることができるようにしています。

加えて、学校に、児童生徒や保護者が困りごとについて相談ができる専門的知識を有する「スクールカウンセラー*」や「スクールソーシャルワーカー*」の派遣、身のまわりのことや移動等に介助が必要な児童生徒への「介助員」の派遣などの人的支援を行い、児童生徒がみんなと楽しく学習できるよう学校生活を支援しています。また、小学校には、学級担任を持たずに、学校全体の支援を行う「児童支援担当教諭*」を全校に配置し、さらなる支援体制の充実を図っています。

近年、様々な困りごとを抱える児童生徒が増加傾向にあり、支援内容が複雑化していることから、児童生徒理解のための教員の研修や、特別支援教育を担う教員の育成が課題となってきました。

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実を図るため、さらなる学校の支援体制の確立や外部機関との連携を進めていく必要があります。



ふじキュン♡

5 学校施設等の整備

本市では、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、学校施設の老朽化の解消、維持保全、環境整備等を計画的に実施するため、2014年度（平成26年度）に「藤沢市立学校施設再整備基本方針」を策定し、学校施設整備の基本的な考え方を整理するとともに、この方針を踏まえ、「藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画」を策定しました。

現在、計画の中で老朽化解消の優先度が最も高かった鵠南小学校の改築に当たっては、津波避難対策の観点から、本市で初めて、近隣施設の保育園及び児童クラブとの複合化施設として、再整備（建て替え）を進めています。また、この計画に基づき、近年の猛暑に対応するため、全校普通教室に空調設備を設置するとともに、全校のトイレ改修工事（1系統目*）を実施するなど、児童生徒の教育環境の向上を図っています。

今後も、老朽化への対応と時代のニーズに対応した施設整備を、財源確保を含め、計画的に実施していくことが必要です。



六会中学校新体育館



バリアフリーに対応したトイレ

6 教職員の働き方改革の推進

2016年度（平成28年度）に、文部科学省が教員勤務実態調査を実施したところ、長時間労働等の看過できない勤務実態が明らかになりました。これを受けて、文部科学省では、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019年（平成31年）1月）を踏まえて、学校における働き方改革の具体化を進めています。

本市では、教職員の総勤務時間の縮減と業務改善に向けた働き方改革を推進するため、2019年（平成31年）3月に「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を策定しました。この方針に定めた項目を実施していくため、学校関

係者や教育委員会関係課で構成する「藤沢市立学校働き方改革推進委員会」を設置し、具体的な取組を順次進めています。

今後も、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員、学校及び教育委員会が働き方改革の必要性や目的を共有し、それぞれの取り組



教員の研修風景

むべきことを理解し、三者が一体となって取組を進めていく必要があります。また、近年、教員志望者の減少や産休・育休の代替者が見付からないなど、教員不足が深刻な問題となっています。持続可能な学校指導体制を構築していけるようにするためにも、教職員の働き方改革に着実に取り組むことが重要です。

7 人生100年時代へ向けた生涯学習

本市では、一人ひとりの学びや活動の循環を個人レベルから地域レベルへと広げていくことで、未来を創造するさらなる学びへと発展させていくことを生涯学習の理念としています。

13地区にある公民館や4市民図書館・11市民図書室においては、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備するとともに、学びのきっかけづくりや活動の動機づけを行っています。

人生100年時代においては、すべての人がより豊かな人生を楽しむことができるよう、現在有している知識や技能に加えて、時代の変化に応じたスキルを生涯の様々なステージで獲得する必要があります。また、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わる必要があります。生涯学習活動は多様な主体とのネットワークづくりに資することから、「人づくり・地域づくり」を念頭に置いた生涯学習活動を推進する必要があります。



六会公民館「公開講座」

8 生涯スポーツの推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、市民のスポーツ・レクリエーション活動を更に推進するとともに、障がい者を含む多くの市民が、生涯にわたりスポーツに参画する仕組みづくりが必要とされています。

また、健康寿命*日本一をめざし、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、インクルーシブの視点を有した取組を、一層推進していく必要があります。



ビーチバレー



ふじさわポッチャ競技大会

9 歴史・文化芸術の振興

本市では、地域の歴史的財産や文化芸術作品にふれる機会を多く設けられるよう、藤沢市アートスペース、藤澤浮世絵館、ふじさわ宿交流館を開設しました。また、歴史的・文化的な資源や景観の保全・継承や、市民による文化芸術活動の支援に努めてきました。

今後は、郷土の歴史や文化芸術を通して、市民が地域の魅力を再発見し、郷土への誇りや愛着を醸成していくために、歴史・文化芸術に関する地域資源のさらなる活用を推進していく必要があります。



ふじさわ宿交流館

10 子ども・若者への必要な支援

国の第3期教育振興基本計画によると、子どもの貧困について、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっているとし、子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があるとしています。

本市では、経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学にかかる費用の一部を援助する就学援助制度の実施や、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。

また、中学校を卒業後も進路が未決定の子どもたちや、ニート*、引きこもり等困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けて、相談や支援プログラムの実施等の支援を行っています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的自立ができるよう支援する教育を、関係機関と連携しながら一層推進していくことが必要です。



11 学校・家庭・地域の連携・協働



長後子ども安全ネットワーク
情報交換会（三者連携）

昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少、生活体験の不足、自然・文化芸術等の体験活動の不足、また子どもの貧困など、家庭・地域の状況の変化を背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

本市では、学校・家庭・地域が連携して地域住民との交流や体験活動等を行ったり、学校給食を通して地域生産者と触れ合ったり

する活動を行い、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援していけるように取り組んでいます。

今後も学校・家庭・地域及び行政の四者が連携・協働して、地域全体で、次代を担う子どもたちを見守り、支える取組を更に推進していくことが必要です。



睦とものわひろば
(湘南大庭地区 地域の縁側)

第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ

1 第3期計画の方向性

第3期計画の策定に当たり、主な課題と社会情勢の変化について整理を行い、方向性を次のように定めました。

<第2期計画における主な課題>

- ・子どもたちを取り巻く環境の多様化・複雑化
- ・子どもたちの自己肯定感を育む取組
- ・新学習指導要領の全面实施に向けた取組
- ・教員の人材育成・人材確保
- ・様々なニーズに対応する支援教育の充実
- ・学校施設の老朽化とニーズに対応した教育環境の整備
- ・教職員の多忙化解消
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・人生100年時代を見据えた生涯学習の場づくり
- ・保護者や子どもたちが安心して生活できる地域づくり

<社会情勢の変化>

急速な技術革新
働き方改革の推進

グローバル化の進展
学び直し（リカレント教育）

子どもの貧困問題
SDG s 等

<第3期計画の方向性>

第2期計画策定時に、本市における教育の課題を整理し、その解決に向けて多くの取組を実施してきました。計画に位置づけた115事業（再掲を含む）の自己評価を集計すると、2018年度（平成30年度）末で、目標を上回った事業は11事業、概ね達成した事業は98事業となっており、一定の成果をあげています。

第3期計画の策定に当たり、基本理念及び目標については、藤沢市の教育施策を推進するに当たって基本となるものであり、「ふじさわ教育大綱」等、本計画と関連する計画との整合性が図られていることから継承します。また、基本方針及び施策の柱については、上記の<課題>及び<社会情勢の変化>を踏まえ、新たな課題に対応するために見直すこととしました。

2 基本方針の見直し

基本理念と3つの目標は継承，基本方針は新たな課題に対応するために見直し

第2期計画基本方針		見 直 し	第3期計画基本方針	
1	共に学び，多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します		1	ともに学び，多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
2	家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援，充実を図ります		2	安全・安心で，学びを支える学校づくりを進めます
3	学校教育を充実させる人的，物的条件整備を図ります		3	子どもたちの健やかな成長を支えるため，学校・家庭・地域の連携・協働を進めます
4	多様な学びのできる生涯学習社会を目指します		4	人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします
5	郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります		5	すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します
6	健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います			
7	多文化・多世代が交流し，共生するコミュニティづくりを推進します			
8	命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります			

3 第3期計画の主な変更点

- ①基本方針2では，これまで進めてきた学校教育を充実させる人的・物的な条件整備や，子どもたちが自らの命を守るための防災教育や防犯教育等を推進する取組に，新たに教職員の働き方を改善して子どもと向き合える時間を確保する取組を加え，子どもたちの学びを支える学校体制づくりを推進するようにしました。
- ②基本方針4で，「人生100年時代」をキーワードに，第2期計画の基本方針4（主に図書館活動・公民館活動），5（主に文化芸術・郷土歴史）及び6（主にスポーツ）を1つの基本方針にまとめました。
- ③今回新たに基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」を位置づけました。次代を担う子どもたちの誰もが，未来に夢や希望をもって成長していくことができるように，経済的支援や社会的自立の支援，多様なニーズに応じる学習機会を提供するなど，学びのセーフティネットを構築します。
- ④第2期計画では，東日本大震災を教訓に，学校防災，地域防災の視点を取り入れた基本方針8を新たに立てましたが，第3期計画では，その趣旨を基本方針2及び3で継承しました。

第Ⅳ章 藤沢市教育振興基本計画（第3期） 基本構想

藤沢市教育振興基本計画（第3期）体系図

基本
理念

未来を拓く「^わ学びの環」ふじさわ
～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

3
つの
目標

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

5つの基本方針	施策の柱
1 ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します	1 確かな学力の向上
	2 豊かな心を育む教育の推進
	3 健やかな体を育む教育の推進
	4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進
	5 熱意と指導力のある教員の育成
2 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます	1 命を守る教育の推進
	2 安全・安心で快適な学校施設等の整備
	3 学びを支える質の高い教育環境の整備
3 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます	1 家庭教育の支援
	2 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進
4 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします	1 人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実
	2 多様な学びを支援する図書館活動の推進
	3 健康で豊かなスポーツライフの推進
	4 藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用
	5 文化芸術活動の支援
5 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します	1 教育の機会均等
	2 子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進
	3 互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供

1 基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会，ふじさわをめざす～

【基本的な考え方】

本市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者とともに学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現をめざすものです。

2016年（平成28年）に策定した「ふじさわ教育大綱」では、学びを通して幸せなまちをつくるという願いから、誰もが学びのネットワークを広げる「学びの環」を掲げています。

また、2012年（平成24年）に改定された「学校教育ふじさわビジョン」では、「子どもたちがともに育つ場をつくりだし『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」という基本理念を掲げ、特に「かかわりの知」においては、様々な人々との関係や社会との結びつきをつくろうとする力を育てる大切さを示しています。さらに、「生涯学習ふじさわプラン2021」では、「一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」を基本理念に掲げ、学習や活動の循環を個人から地域レベルに広げていくことで、未来を創造する学びへと発展していくことをめざしています。

今回、第3期計画を策定するに当たり、基本理念と3つの目標は、藤沢市における教育施策推進の基本となるものであり、関連する計画等との整合性が図られていることから引き続き継承します。さらに「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を推進し、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会，ふじさわをめざしていきます。



2 3つの目標

目標 1

一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する

技術の進歩がめざましく、急速に変化する社会の中で、子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育成することが求められています。

子どもたちがなりたい自分を発見し、その実現に向けて、自ら学び、自ら考え、判断して行動していく力を育て、それぞれに思い描く幸せを実現していけるように支援していく必要があります。

本市では、明日の藤沢を担う子どもたちのために、学校が重点的に取り組むべきことを提案した「学校教育ふじさわビジョン」において、めざす子ども像として「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれた たくましい ふじさわの子ども」を掲げ、「いつも夢や希望を持つ」、「自分や他人を大切にする」、「困難な状況にあっても粘り強く対処する」、「自分を生かし、人に役立つ」、「ともに育つ」子どもの育成に取り組んできました。

学校が、子どもたち一人ひとりの夢を育み、確かな学力を育む場所となるため、人的・物的な教育環境を整え、学校教育の質的向上に努め、子どもたちが学校で学んだ様々な事柄を家庭、地域、そして社会でいかせるようにしていくことが大切です。



水泳の授業風景



食育（そらまめの皮むき）授業風景

いつも夢を持ち、自分や他の人を大切に、困難な状況にあっても粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる、「生きる力」にあふれた、たくましい「藤沢っ子*」を育てていきます。

目標 2

多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する

いつでも、どこでも、だれもが便利で快適に利用できる場所や情報、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整え、一人ひとりの可能性や意欲を引き出すことで、ともに学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人がつながる機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりには、さらに豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの人が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

教育に関連のある様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制をつくるなど、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域においてともに教え学ぶ機会を持つことができるようになり、互いの学びを分かち合いながらさらなる発展が期待されます。

人生100年時代といわれる今日において、市民一人ひとりが生涯にわたって学びを重ね、新たな価値を生み出せるよう、持続可能な生涯学習ネットワークの構築を推進します。



パラスポーツフェスタ 2019



藤澤浮世絵館

目標 3

学校・家庭・地域・行政が連携，協働する子育て， 教育支援体制を推進する

子どもたちに、未来を切り拓いていくことのできる、「生きる力」を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にもあります。家庭は個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。

日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、いかしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。また、地域の資源や特色をいかした教育活動により、子どもたちの様々な学びの機会が更に充実していくよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、持ち味を発揮して取り組んでいくことが大切です。そのためには、子育てや教育に対して、行政がサポートしていく必要があります。

本市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、地域ごとの特色をいかした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動、また2018年度（平成30年度）に発足した「藤沢の子どもたちのためにつながる会*」の活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。

多様な価値観やグローバル化の進展により、地域社会が大きく変化する中、多くの人や団体が教育に関わることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携，協働する子育て，教育支援体制を推進します。



鵜沼 Yワイまつり（三者連携）

3 5つの基本方針と施策の柱

基本方針 1

ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

本市では、各学校において特色ある教育課程を編成し、各教科、領域等を通して、子どもたちが、確かな学力を身に付け、豊かな心と健康な体を育む教育活動を推進してきました。また、教育活動の推進に当たっては、ともに学びともに育つ学校教育をめざし、障がいのあるなしにかかわらず、すべての困りごとを抱える児童生徒への支援を行う支援教育の充実を図ってきているところです。

近年、いじめや不登校、SNS^{エスエヌエス}*でのトラブルといった児童生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。このようなことから、引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができるよう教育を推進していきます。

今後も、学習指導要領を踏まえた確かな学力の向上をめざすとともに、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図りながら、ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する、生きる力にあふれた「藤沢っ子」を育成します。

施策の柱		施策の柱の概要
1	確かな学力の向上	学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
2	豊かな心を育む教育の推進	様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にする心、困難な状況にあっても粘り強く対処する姿勢など、豊かな心が育まれる教育を推進します。また、市全体で力をあわせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。
3	健やかな体を育む教育の推進	生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育む教育を推進します。
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができるような教育を推進します。
5	熱意と指導力のある教員の育成	「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修等や授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。

基本方針 2

安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

2011年（平成23年）3月に起きた東日本大震災を教訓に、子どもたちが安全・安心な環境で学習できるように学校施設の整備を図るとともに、自らの命を守るための教育を推進してきました。

また、近年の猛暑に対応するための空調設備整備や、学習指導要領の実施に向けた教育情報機器の整備を進めてきているところです。

さらに、子どもたちの学びを支えるためには、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員の多忙化解消など環境整備を図ることが大切です。

今後も、子どもたちが、安全・安心で快適な教育環境で学べるように物的条件整備を図るとともに、教職員が「命」への意識を高めることにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。また、教育の情報化や教職員の働き方改革を推進し、質の高い教育環境の整備を図り、学びを支える学校づくりを進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	命を守る教育の推進	教職員が「命」への意識を高めることにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、学校ICTの充実等の物的条件整備や、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。また、保護者のライフスタイルに合わせて利用しやすいよう中学校給食を実施するなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

国は第3期教育振興基本計画において、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題を指摘しています。また、子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性についても指摘しています。

本市においては、子育て支援の充実や、豊かな心を育む教育環境の整備、配慮を必要とする子ども・家庭への支援などを通して、家庭教育の支援をしています。

また、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、地域住民とのふれあいや地域における様々な体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を支援しているところです。今後さらなる連携を進めるために、学校運営協議会制度（コミュ



じゃりんこまつり（三者連携）

ニティ・スクール）*の導入を進め、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動*を推進します。

子どもたちの健やかな成長を支えるために、子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をするとともに、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	家庭教育の支援	子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。
2	学校・家庭・地域等の連携・協働の推進	人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域等の連携・協働を推進します。

基本方針 4

人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

超長寿社会において、人々が活力をもって生きていくには、自ら人生の設計図を描き、生涯にわたって学び続け、地域活動や仕事を通じて活躍できる仕組みを創出することが求められます。

本市では「健康寿命日本一」を掲げ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした日常生活における運動の促進や、様々な主体と連携した健康づくりの取組についても進めているところです。

また、本市は、旧東海道の宿場町、江の島参詣の地としての歴史があり、史跡名勝地や歴史的建造物、祭り等多くの有形・無形の文化財の保全・保護に努めてきました。

さらに、「市民オペラ」発祥の地であることからわかるように、多くの文化活動団体による活動や公民館における市民サークル活動など、様々な文化芸術活動が活発に行われています。

生涯学習施設において、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることで、一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造できるよう、人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします。

施策の柱		施策の柱の概要
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、安らぎ・ふれあいを得られるよう図書館を整備・充実させ、多様な学びを支援します。

3	健康で豊かなスポーツライフの推進	「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする活動や、そのレガシーを後世に伝えるための活動を行います。
4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。
5	文化芸術活動の支援	藤沢市民に広く藤沢の文化芸術に関する情報を周知し、地域に根差した文化芸術活動の充実を図ります。



南市民図書館（ODAKYU 湘南 GATE 6 階）



生涯学習活動推進室「学べるカフェ」



みらいをひらくワクワク体験ひろば

基本方針 5

すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

本市においては、2018年（平成30年）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。この調査結果から、複雑に絡み合う課題を抱える子どもや保護者を支援するためには、関係機関が連携・協働する体制のより一層の強化が求められていることが明らかになりました。

そこで、本市では、子どもと子育て家庭に係る福祉や教育等の施策の充実に向けて、全庁体制で取り組んでいきます。また、必要な人に必要な支援が届くよう、情報発信に努めます。

誰もがお互いを認め合い、人を思いやることのできる社会をめざし、子ども・若者が未来に夢や希望を持って成長していくことができるよう、教育の機会均等が図られるよう取り組みます。また、社会的自立をめざすことができるよう

に自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけられるよう支援します。

さらに、国籍・民族・文化等や家庭環境の違いなどに左右されることのないよう学習機会を提供するなど、すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します。



施策の柱		施策の柱の概要
1	教育の機会均等	子どもたちが家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	国籍・民族・文化等や家庭環境の違いなどに左右されることなく、子ども・若者が安心して学びに向かえるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。



藤沢市教育応援基金パンフレット

第V章 基本方針ごとの実施事業

1 体系図（実施事業）

<基本理念>

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会，ふじさわをめざす ～

<3つの目標>

- 1 一人ひとりの夢を育み，未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て，教育支援体制を推進する

基本方針1 ともに学び，多くの人とかがわり合いながら自立する子どもを育成します

施策の柱		実施事業
1	確かな学力の向上	1 教育課程推進事業 2 外国語教育関係事業 3 教育 ICT 推進事業
2	豊かな心を育む教育の推進	1 人権教育推進事業 2 いじめ暴力防止対策事業 3 環境教育推進事業 4 八ヶ岳野外体験教室事業 5 平和教育推進事業 6 学校図書館運営事業 7 中学校部活動関係事業
3	健やかな体を育む教育の推進	1 学校給食をとおしての食育推進事業 2 子どもの体力向上対策事業 3 中学校部活動関係事業（再掲）
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	1 特別支援教育推進事業 2 学校教育相談センター事業 3 不登校児童生徒対策支援事業 4 児童生徒指導支援体制充実事業 5 学習支援事業 6 新入生サポート事業 7 幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業 8 子ども発達支援事業
5	熱意と指導力のある教員の育成	1 各教科研究研修関係事業 2 学校訪問事業 3 教育文化センター学校人材育成事業 4 教育文化センター研究事業 5 教育文化センター文化事業

基本方針2 安全・安心で，学びを支える学校づくりを進めます

施策の柱		実施事業
1	命を守る教育の推進	1 防災教育推進事業 2 防犯教育推進事業 3 救命普及啓発推進事業
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	1 学校安全対策事業 2 通学路安全対策推進事業 3 防災資機材等の整備事業 4 学校施設環境整備事業（空調設備整備） 5 学校施設環境整備事業（グラウンド等整備） 6 学校施設環境整備事業（トイレ改修整備） 7 学校施設維持保全事業 8 学校施設再整備事業
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	1 特別支援教育整備事業 2 学校 ICT 環境整備事業 3 教職員の働き方改革推進事業 4 中学校給食運営管理事業 5 学校適正配置研究事業

基本方針3 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます		
施策の柱		実施事業
1	家庭教育の支援	1 子育てふれあいコーナー事業 2 地域子育て支援センター事業 3 つどいの広場事業 4 放課後児童健全育成事業 5 地域の縁側事業 6 PTA育成支援事業
2	学校・家庭・地域等の連携・協働の推進	1 学校・家庭・地域連携協力体制推進事業 2 地産地消の充実事業 3 地域における防犯対策事業（こども110番・地域安全マップ） 4 男女共同参画事業 5 非行防止推進活動事業 6 放課後子ども教室推進事業 7 思春期健康教育事業

基本方針4 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします		
施策の柱		実施事業
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	1 生涯学習推進事業 2 公民館運営事業
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	1 総合市民図書館運営管理事業 2 総合市民図書館整備事業 3 図書館情報ネットワーク事業 4 子ども読書活動推進事業 5 点字図書館事業
3	健康で豊かなスポーツライフの推進	1 オリンピック・パラリンピック関連事業 2 健康づくり推進事業 3 生涯スポーツ活動推進事業 4 競技スポーツ推進事業 5 地域特性活性化推進事業 6 スポーツ施設整備事業 7 インクルーシブスポーツ事業 8 スポーツサポート事業
4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	1 歴史遺産保存整備活用事業 2 文化財保護事業 3 文化財収蔵庫整備事業 4 歴史的建造物維持活用事業 5 歴史資料公開活用事業 6 ふじさわ宿交流館運営事業 7 藤澤浮世絵館運営事業
5	文化芸術活動の支援	1 市民ギャラリー運営事業 2 芸術文化振興事業 3 次世代育成事業 4 アートスペース運営事業

基本方針5 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します		
施策の柱		実施事業
1	教育の機会均等	1 要保護準要保護児童・生徒援助事業 2 奨学金給付事業 3 教育応援基金事業 4 子どもの学習・生活支援事業 5 幼児教育振興助成事業 6 幼稚園利用者に対する保育料軽減事業 7 幼児教育施設保育料補助事業 8 幼稚園等預かり保育推進事業
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	1 不登校児童生徒支援事業 2 技能職体験事業 3 障がい者就労支援事業 4 若年者就労支援事業 5 自立支援推進事業 6 自立支援推進事業（就労支援）
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	1 いじめ防止啓発関連事業 2 国際理解教育事業 3 日本語を母語としない児童生徒への支援事業 4 多文化共生推進事業 5 外国籍児童生徒就学支援事業

※色付け・・・新規に掲載した事業

2 実施事業一覧

No	事業 コード	実施事業	担当課	掲載頁
【基本方針1】 ともに学び、多くの人とかわり合いながら自立する子どもを育成します				
1	111	教育課程推進事業	教育指導課	32
2	112	外国語教育関係事業	教育指導課	32
3	113	教育ICT推進事業	教育総務課	32
4	121-1	人権教育推進事業	教育指導課	33
	121-2		人権男女共同平和課	33
5	122	いじめ暴力防止対策事業	教育指導課	33
6	123-1	環境教育推進事業	教育指導課	34
	123-2		環境事業センター	34
7	124	八ヶ岳野外体験教室事業	教育総務課	34
8	125-1	平和教育推進事業	教育指導課	34
	125-2		人権男女共同平和課	35
9	126	学校図書館運営事業	教育指導課	35
10	127	中学校部活動関係事業	教育指導課・教育総務課	35
11	131	学校給食をとおしての食育推進事業	学校給食課・教育指導課	36
12	132	子どもの体力向上対策事業	教育指導課	36
13	133	中学校部活動関係事業（再掲）	教育指導課・教育総務課	36
14	141	特別支援教育推進事業	教育指導課	37
15	142	学校教育相談センター事業	教育指導課	37
16	143	不登校児童生徒対策支援事業	教育指導課	37
17	144	児童生徒指導支援体制充実事業	教育指導課・学務保健課	38
18	145	学習支援事業	教育指導課	38
19	146	新入生サポート事業	学務保健課	38
20	147	幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業	教育指導課	38
21	148	子ども発達支援事業	子ども家庭課	39
22	151	各教科研究研修関係事業	教育指導課	39
23	152	学校訪問事業	教育指導課	39
24	153	教育文化センター学校人材育成事業	教育指導課	40
25	154	教育文化センター研究事業	教育指導課	40
26	155	教育文化センター文化事業	教育指導課	40
【基本方針2】 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます				
27	211-1	防災教育推進事業	教育指導課	41
	211-2		危機管理課	41
28	212	防犯教育推進事業	教育指導課・防犯交通安全課	41
29	213-1	救命普及啓発推進事業	教育指導課	42
	213-2		救急救命課	42
30	221	学校安全対策事業	教育指導課	42
31	222	通学路安全対策推進事業	学務保健課・防犯交通安全課・道路整備課・道路維持課	43
32	223	防災資機材等の整備事業	教育総務課・防災政策課	43
33	224	学校施設環境整備事業（空調設備整備）	学校施設課	43
34	225	学校施設環境整備事業（グラウンド等整備）	学校施設課	43
35	226	学校施設環境整備事業（トイレ改修整備）	学校施設課	44
36	227	学校施設維持保全事業	学校施設課	44
37	228	学校施設再整備事業	学校施設課	44
38	231	特別支援教育整備事業	教育指導課	45
39	232	学校ICT環境整備事業	教育総務課	45
40	233	教職員の働き方改革推進事業	教育総務課・教育指導課・学務保健課	45
41	234	中学校給食運営管理事業	学校給食課	46
42	235	学校適正配置研究事業	学務保健課	46
【基本方針3】 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます				
43	311	子育てふれあいコーナー事業	子育て企画課	47
44	312	地域子育て支援センター事業	子育て企画課	47
45	313	つどいの広場事業	子育て企画課	47
46	314	放課後児童健全育成事業	青少年課	48
47	315	地域の縁側事業	地域包括ケアシステム推進室	48
48	316	P T A 育成支援事業	教育総務課	48

No	事業 コード	実施事業	担当課	掲載頁
49	321	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	教育総務課	49
50	322	地産地消の充実事業	学校給食課	49
51	323	地域における防犯対策事業（こども110番・地域安全マップ）	教育指導課・防犯交通安全課	50
52	324	男女共同参画事業	人権男女共同平和課	50
53	325	非行防止推進活動事業	青少年課	50
54	326	放課後子ども教室推進事業	青少年課	50
55	327	思春期健康教育事業	子ども健康課	51
【基本方針4】 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします				
56	411	生涯学習推進事業	生涯学習総務課	52
57	412	公民館運営事業	生涯学習総務課	52
58	421	総合市民図書館運営管理事業	総合市民図書館	53
59	422	総合市民図書館整備事業	総合市民図書館	53
60	423	図書館情報ネットワーク事業	総合市民図書館	54
61	424	子ども読書活動推進事業	総合市民図書館	54
62	425	点字図書館事業	総合市民図書館	54
63	431	オリンピック・パラリンピック関連事業	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室	55
34	432	健康づくり推進事業	健康増進課	55
65	433	生涯スポーツ活動推進事業	スポーツ推進課	55
66	434	競技スポーツ推進事業	スポーツ推進課	56
67	435	地域特性活性化推進事業	スポーツ推進課	56
68	436	スポーツ施設整備事業	スポーツ推進課	56
69	437	インクルーシブスポーツ事業	スポーツ推進課	57
70	438	スポーツサポート事業	スポーツ推進課	57
71	441	歴史遺産保存整備活用事業	郷土歴史課	57
72	442	文化財保護事業	郷土歴史課	58
73	443	文化財収蔵庫整備事業	郷土歴史課	58
74	444	歴史的建造物維持活用事業	郷土歴史課	58
75	445	歴史資料公開活用事業	郷土歴史課	58
76	446	ふじさわ宿交流館運営事業	郷土歴史課	59
77	447	藤澤浮世絵館運営事業	郷土歴史課	59
78	451	市民ギャラリー運営事業	文化芸術課	59
79	452	芸術文化振興事業	文化芸術課・（公財）藤沢市みらい創造財団	60
80	453	次世代育成事業	文化芸術課	60
81	454	アートスペース運営事業	文化芸術課	60
【基本方針5】 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します				
82	511	要保護準要保護児童・生徒援助事業	学務保健課	61
83	512	奨学金給付事業	教育総務課	61
84	513	教育応援基金事業	教育総務課	61
85	514	子どもの学習・生活支援事業	地域包括ケアシステム推進室	62
86	515	幼児教育振興助成事業	保育課	62
87	516	幼稚園利用者に対する保育料軽減事業	保育課	62
88	517	幼児教育施設保育料補助事業	保育課	63
89	518	幼稚園等預かり保育推進事業	保育課	63
90	521	不登校児童生徒支援事業	教育指導課	63
91	522	技能職体験事業	産業労働課	64
92	523	障がい者就労支援事業	産業労働課	64
93	524	若年者就労支援事業	産業労働課	64
94	525	自立支援推進事業	生活援護課	64
95	526	自立支援推進事業（就労支援）	生活援護課	65
96	531-1	いじめ防止啓発関連事業	教育指導課	65
	531-2		人権男女共同平和課	65
97	532	国際理解教育事業	教育指導課	66
98	533	日本語を母語としない児童生徒への支援事業	教育指導課	66
99	534	多文化共生推進事業	人権男女共同平和課	66
100	535	外国籍児童生徒就学支援事業	学務保健課	66

※色付け・・・新規に掲載した事業

3 実施事業

基本方針 1

ともに学び、多くの人とかわり合いながら自立する子どもを育成します

施策の柱 1

確かな学力の向上

学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

事業コード・事業名	111	教育課程推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成する。 ・「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化を図ることにより、実りある教育の実践を行うことができる。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における実りある教育実践への支援を行う。 ・「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化への支援を行う。 ・学校の教育活動について学校評価を行う。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図る。 ・学校評価が次年度の教育計画に生かせるよう、必要に応じて支援を行う。 	

事業コード・事業名	112	外国語教育関係事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・広く国際的な視野に立って物事を考え、行動できる児童生徒の育成 ・外国語教育・外国語活動の指導充実 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教室の充実を図る。 ・業務委託により外国語指導講師 (FLT) を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語 (英語) の授業や、生きた英語に触れる体験を通して、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高め、外国語教育を推進する。 ・外国語教育担当者会を実施し、小・中学校の外国語教育について、指導方法等に関する研修を進め、各学校の指導の充実に向けた支援をするとともに小・中学校の連携を図る。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・特別支援学校における外国語活動及び外国語の授業の充実を図る。 ・外国語指導講師 (FLT) を効果的に配置し、外国語教育の充実を図る。 	

事業コード・事業名	113	教育ICT推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用し、学習の基盤となる資質・能力の1つである情報活用能力を育む。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用し「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を学べる環境を整える。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器等の基本的な操作の習得、プログラミング的思考の理解、情報モラル教育などのコンテンツの充実を図る。 	

施策の柱 2

豊かな心を育む教育の推進

様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にできる心、困難な状況にあっても粘り強く対処する姿勢など、豊かな心が育まれる教育を推進します。また、市全体で力をあわせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。

事業コード・事業名	121-1	人権教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・人権尊重の理念を身につけ、それを態度や行動にあらわすことができるよう児童生徒の育成を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権教育の推進を図る事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> -人権・環境・平和教育担当者会の開催 -人権移動教室の実施 -子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットの作成・配付 -各学校の取組をまとめた「実践・活動の記録集」の作成・配付 	
今後の方向性	・各学校の人権教育の充実を目指し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図る。その際、SDGsの視点を踏まえる。	

事業コード・事業名	121-2	人権教育推進事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和課
事業目的	・「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、豊かな心が育まれるよう啓発活動の推進を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や他課と連携し、人権意識を高める講演会等の啓発事業を実施する。 ・人権擁護委員会と連携し、自分や他の人を大切にする心が育まれるよう「人権の花運動」、「中学生人権作文コンテスト」、「人権教室出前授業」等を実施する。 	
今後の方向性	・様々な機関と連携し、更なる人権意識啓発事業を推進し、自立する子どもの育成を図る。	

事業コード・事業名	122	いじめ暴力防止対策事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・いじめや暴力の未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図り、具体的な施策を推進する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営 ・藤沢市いじめ問題調査委員会の設置 ・いじめ問題に早期対応するための「いじめ防止対策担当スクールカウンセラー」の配置 ・いじめ相談ホットライン、いじめ相談メールの運営 ・いじめ防止教室の提供 ・学校生活アンケートの実施 ・中学生いじめ防止対策報告会「Stopいじめ！中学生の集い in ふじさわ」の開催 ・体罰調査の実施 	
今後の方向性	・上記事業内容が児童生徒にとってより実効性のあるものになるよう見直しを行い、いじめや暴力の防止対策の具体的な施策を実施する。	

事業コード・事業名	123-1	環境教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・環境に対する人々の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題を解決するための能力の育成を図るため、環境教育を推進する。	
事業内容	・各学校における環境教育の推進を図る事業を実施する。 －人権・環境・平和教育担当者会の開催 －小学校におけるモビリティ・マネジメント教育の推進 －各学校の取組をまとめた「実践・活動の記録集」の作成・配付	
今後の方向性	・各学校の環境教育の充実を目指し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図る。その際、SDGsの視点を踏まえる。	

事業コード・事業名	123-2	環境教育推進事業
担当部・担当課	環境部	環境事業センター
事業目的	・保育園・幼稚園児の幼年期や小学校4年生の学童期から環境教育を実施することにより、循環型社会に対する意識の向上を図る。	
事業内容	・ごみの排出抑制や減量、再利用、再生利用の推進を図るため、小学校4年生や保育園・幼稚園児を対象としたごみの減量・資源化のため、実際に塵芥収集車を持ち込み啓発教育事業を行う。	
今後の方向性	・小学校36校(私立小学校1校を含む)、保育園・幼稚園等に対し、ごみの減量・資源化の重要性や食品ロス、マイクロプラスチック問題など、わかりやすく親しみやすい学習会を開催する。	

事業コード・事業名	124	八ヶ岳野外体験教室事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・自然に恵まれた八ヶ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人格を育む。	
事業内容	・八ヶ岳の大自然のなか、多くの児童生徒が野外体験をできるよう、学校施設としての充実を図る。(施設の維持管理、指定管理者による施設の管理運営、学校利用に掛かる公費負担の支出) ・市民団体等の野外体験施設としての利用に供する。	
今後の方向性	・様々な体験学習や宿泊による共同生活を通して、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供する。	

事業コード・事業名	125-1	平和教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒が、平和的な国家及び社会の形成者としての資質を育成できるよう、平和教育を推進する。	
事業内容	・児童生徒及び教職員を対象に、平和教育の啓発と研修を行う。 －人権・環境・平和教育担当者会の開催 －各学校の取組をまとめた「実践・活動の記録集」の作成・配付	
今後の方向性	・各学校の平和教育の充実を目指し、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図る。その際、SDGsの視点を踏まえる。	

事業コード・事業名	125-2	平和教育推進事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和課
事業目的	<p>・「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」及び「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」の趣旨に基づき、核兵器や戦争の悲惨さを伝え、平和や、命の大切さを学ぶための平和学習事業を推進する。</p>	
事業内容	<p>・小学生と保護者6組12人を広島へ派遣する親子記者・広島派遣事業の実施 ・小学5年～高校生40人を長崎へ派遣する平和学習・長崎派遣事業の実施 ・市内小中学校12校を巡回する被爆体験講話会の実施</p>	
今後の方向性	<p>・戦争の記憶を風化させず、被爆の実相や、平和の尊さ、命の大切さを次世代を担う青少年に伝えていく。</p>	

事業コード・事業名	126	学校図書館運営事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<p>・児童生徒の読書活動の充実と学校図書館の活性化を図る。 ・公立図書館との連携を図ることにより、児童生徒がより多くの本と出会う機会を増やす。</p>	
事業内容	<p>・学校図書館運営指針に基づき、学校図書館機能の充実を図る。 ・市立小中学校の学校図書館に、「学校図書館専門員」を置き、学校図書館業務の円滑な運営を推進する。</p>	
今後の方向性	<p>・「本がある 人がいる 行ってみたくなる学校図書館」の実現を目指して、どの学校でも同じように司書教諭と学校図書館専門員と図書ボランティアが協働して学校図書館運営を行うことができるように連絡会や研修会を企画する。 ・連絡会や研修会の内容を公立図書館の職員と共有し、さらなる連携を図る。</p>	

事業コード・事業名	127	中学校部活動関係事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課・教育総務課
事業目的	<p>・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図る。</p>	
事業内容	<p>・「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を整え、部活動が各中学校において適切に実施されるための支援を行う。 -部活動指導員及び外部指導者の配置 -吹奏楽用楽器の整備 -課外活動補助金の交付</p>	
今後の方向性	<p>・「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動指導員等の配置や補助金の交付等を行い、各中学校における部活動の適切な実施を推進する。</p>	

施策の柱 3

健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育む教育を推進します。

事業コード・事業名	131	学校給食をとおしての食育推進事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課・教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における食事について正しい理解を深める。 望ましい食習慣を養う。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 「藤沢市立学校食育運営指針」に基づき、学校における食育の充実を図る。 「食に関する指導の全体計画」に基づく授業実施や学校給食を通じて、食育を推進する。 学校給食におけるアレルギー対応の実践と、その理解を深める。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食を「生きた教材」として活用し、授業等を通じて、日常生活において望ましい食習慣や生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養えるよう、教諭等との連携を深めた食育の推進を行う。 アレルギー事故を防止し、安全な給食を提供できるよう対応を図る。 	

事業コード・事業名	132	子どもの体力向上対策事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生の健康・体力づくりに関する取組を推進する。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 小学校5年生と中学校2年生を対象に「体力・運動能力テスト」を実施し、その結果を基に、子どもの体力を分析し、体力向上のための方策を検討する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 全種目について、小・中学校54校を対象に、継続して体力・運動能力テストを実施する。 測定方法については、国や県の動向を踏まえて検討する。 	

事業コード・事業名	133	中学校部活動関係事業(再掲)
担当部・担当課	教育部	教育指導課・教育総務課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を整え、部活動が各中学校において適切に実施されるための支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> -部活動指導員及び外部指導者の配置 -課外活動補助金の交付 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動指導員等の配置や補助金の交付等を行い、各中学校における部活動の適切な実施を推進する。 	

施策の柱 4

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができるような教育を推進します。

事業コード・事業名	141	特別支援教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する教育環境を改善するとともに、教職員に専門性を養うための研修を行い、特別支援教育の充実を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、通級指導教室を運営する。 ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行う。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、看護師を派遣する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修内容の充実を図る。 ・児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図る。 	

事業コード・事業名	142	学校教育相談センター事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・支援の必要な児童生徒や保護者が必要な時に相談を受けることができる環境を整備し、一人ひとりが楽しく学校へ通うことができるよう、相談体制の充実を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行う。 -スクールカウンセラーの市立学校への配置及び相談センターにおける来所相談 -相談支援教室における不登校児童生徒への支援 -次年度就学予定児に対する就学相談 -スクールソーシャルワーカーの学校への派遣、関係機関との連携 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実 ・相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法や環境についての整備・検討 	

事業コード・事業名	143	不登校児童生徒対策支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・不登校が生じないような学校づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための支援を行う。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校が生じないような魅力ある学校づくりの取組の推進 ・不登校や長期欠席の早期把握・支援の取組の充実 ・学校・フリースクール等との連携の推進 ・保護者や本人に対する、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施 ・相談支援教室の充実 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な不登校支援を推進する。 ・学校内外の機関等での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善を図る。 	

事業コード・事業名	144	児童生徒指導支援体制充実事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課・学務保健課
事業目的	・各学校における支援・指導体制を充実させ、児童生徒の健全育成を図る。	
事業内容	・児童支援担当教諭協議会や生徒指導担当者会等の諸会議・研修の充実に努め、担当教員の指導力の向上を図るとともに、各学校で組織的な校内支援・指導体制を築くことができるよう推進する。	
今後の方向性	・児童生徒の実態に合わせたきめ細かな対応や、家庭や地域、関係機関との連携等について一層の充実に努める。	

事業コード・事業名	145	学習支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図るため、学校において放課後及び長期休業中に学習支援を行う。	
事業内容	・「学習指導員」により補習授業を実施する。児童生徒一人ひとりの理解度に応じた個別指導形式を行い、学校教育の支援の一助とする事業を実施する。	
今後の方向性	・中学校全19校で「学習指導員」による補習授業の実施と、各学校の学習支援体制の充実に努める。 ・小学校における学習支援について検討を進める。	

事業コード・事業名	146	新入生サポート事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進し、安定した学校生活を身につけさせ、教育効果の向上を図る。	
事業内容	・市立小学校1年生を対象に新入生サポート講師を配置する。 ・全講師対象の研修会を実施する。	
今後の方向性	・今後も継続して全市立小学校に講師を配置し、教育効果の向上を図る。	

事業コード・事業名	147	幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・各学校段階の円滑な接続や連携の推進を図る。 ・園児等が小学校の様子を知ることにより、就学後の学校生活をスムーズに行えるよう支援する。	
事業内容	・幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、協議・研修・交流を行う。 ・就学前の園児等の小学校訪問及び小学校児童と中学校生徒の交流の推進及び異校種教職員の交流等、校種間の連携を図る。 ・校種間教職員の意見交換を積極的に行う。 ・小中一貫教育の実現の可能性等について研究する。	
今後の方向性	・幼保小中特連携担当者会・研修会等を実施する。 ・幼保小中特連携の更なる推進を図る。	

事業コード・事業名	148	子ども発達支援事業
担当部・担当課	子ども青少年部	子ども家庭課
事業目的	・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができるような教育を推進する。	
事業内容	・障がい児や発達障がい児等がライフステージに応じた一貫した支援を受けられるよう、ネットワークの形成や情報を共有するための子どもサポートファイルの普及・活用の推進を図る。	
今後の方向性	・支援者や保護者向けの説明会を開催し、子どもサポートファイルの利用方法について引き続き周知する。また、子どもサポートファイルが一貫した支援に活かせるよう、様々な意見を取り入れながら、積極的な利用に繋げていく。	

施策の柱 5

熱意と指導力のある教員の育成

「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修等や授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。

事業コード・事業名	151	各教科研究研修関係事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・教職員の資質能力や指導力の向上を目指し、学校における教育活動の充実を図る。	
事業内容	・各学校校内研究会、研究推進校教育研究会、市小中教育研究会における教育研究の充実を図るための支援を行う。	
今後の方向性	・新学習指導要領や今日的な教育課題等を踏まえた各種研究を推進し、教員の専門性の向上を図る。	

事業コード・事業名	152	学校訪問事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・指導主事の学校訪問により、教員の指導力及び学校の教育力の向上を図る。 ・学校が抱える諸課題について、支援を図り、学校とともに諸課題の解決を図る。	
事業内容	・3年間で46校の計画訪問と9校の研究推進校に対する要請訪問を行い、学校の教育力の向上及び教員の指導方法の工夫改善につながる事業を実施する。 ・必要に応じ、学校が抱える諸課題の解決に向けて指導主事による指導・助言や学校問題解決支援員による学校支援を行う。	
今後の方向性	・学校の教育力、教員の指導力の向上や、複雑化、多様化する学校の諸課題の解決を図り、学校教育活動の充実に向けて、指導主事や学校問題解決支援員等による学校訪問を行う。	

事業コード・事業名	153	教育文化センター学校人材育成事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づき、日々の教育実践に必要な教職専門者としての研修を行い、教師の資質能力の向上や力量を高め、教育の質的向上を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用教員及び教職1, 2, 3, 4, 12年経験者・新規臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。 ・教育に関する専門的な知識や実践力を習得するための希望による研修を実施する。 ・経験の浅い教職員に対し、土曜研修講座を実施する。 ・学校の要請に応じて授業力向上研修講座を実施したり、校内研修や校内研究の支援を行ったりする。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の教育に対する情熱・教職の専門家としての確かな力量・総合的な人間力等を高めるために、経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業のさらなる充実を図る。 ・学校の課題やニーズを捉え、授業力向上及び教育に関する様々な課題に対応できる研修の充実を図る。 	

事業コード・事業名	154	教育文化センター研究事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・教育課程開発及び授業についての実践的研究や研修を行い、教師の指導力を高め、小・中・特別支援学校の教育内容・指導方法の改善・充実を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題調査研究部会を開催し、教育の今日的課題について調査研究を行う。 ・各教科・領域等の研究部会において実践的研究を行い、その研究成果を報告書、報告会、研修講座、授業研究セミナー等を通して広く学校現場へ提案する。 ・小学校3・4年生用の社会科教材として、社会科資料集「ふじさわ」を編集・発刊する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題調査研究部会及び各教科・領域等の研究部会において、今後も継続的かつ実践的な研究を行い、教職員に対し広く発信していく。 ・児童生徒の学習の理解を深める教材開発の充実を図る。 	

事業コード・事業名	155	教育文化センター文化事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・教育及びこれに係る文化の振興を支援する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係書籍及び資料等の収集、整理、保存、活用を図るために「教育専門図書室」を運営する。 ・市内教職員や市民を対象に、教養を高め、広い視野から教育を展望する「教育文化講演会」を実施する。 ・児童・生徒・市民の科学的探究心の啓発を図るために、「藤沢市総合かがく展」を開催する。 ・教育情報誌「ふじさわ教育」を編集・発刊し、市内教職員及び教育関係機関に向け、教育史、藤沢の自然等の教育情報を提供する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教育専門図書室の教育関係書籍及び資料等の充実を図り、活用を推進する。 ・「藤沢市総合かがく展」を開催し、児童・生徒の科学的探究心の育成を図る。 ・年2回発刊する「ふじさわ教育」の内容の充実を図る。 	

基本方針 2

安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

施策の柱1

命を守る教育の推進

教職員が「命」への意識を高めることにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。

事業コード・事業名	211-1	防災教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・災害に対する適切な対応策を整備し、児童生徒が災害に対して適切に対処できるよう防災教育を充実させる。	
事業内容	・各学校が「地震—そのとき学校は—」の内容を参考に作成した学校防災マニュアル等に対する助言を行う。 ・主体的に避難行動がとれる児童生徒の育成を目指して、防災研修会を行う。	
今後の方向性	・防災研修会を年3校で実施する。 ・各学校の防災マニュアルについて、専門的見地からの助言も反映させ、点検・指導する。	

事業コード・事業名	211-2	防災教育推進事業
担当部・担当課	防災安全部	危機管理課
事業目的	・防災に対する意識を高め、将来において地域における防災の担い手となることを目指す。	
事業内容	・中学校において、防災講話・防災訓練(消火器取扱訓練, 濃煙体験, 防災倉庫見学, ロープワーク, 震度体験, 埋設型トイレ見学(組立), 応急担架)・応急手当教育等を学校の希望に合わせて実施する。	
今後の方向性	・地域防災力のさらなる向上のため、引き続き実施していく。また、内容については、時代に即した訓練ができるように常に見直しを図っていく。	

事業コード・事業名	212	防犯教育推進事業
担当部・担当課	教育部・防犯安全部	教育指導課・防犯交通安全課
事業目的	・児童生徒の防犯意識を高めるため、防犯教育を推進する。	
事業内容	・犯罪機会論の視点を生かした地域安全マップづくりを支援し、児童生徒が自ら危険な場所を読み取る力を養い、危機回避能力を向上させる。 ・学校安全担当者会において、学校における地域安全マップづくりについて教職員研修を行い、理解を深める。	
今後の方向性	・学校における地域安全マップづくりを年2校ずつモデル校として行う。	

事業コード・事業名	213-1	救命普及啓発推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒が、水辺における活動の中で自らの安全を確保し、水難事故を防止できるようにする。	
事業内容	・海の安全や水難事故の防止について発達段階に応じて分かりやすく説明し、参加体験型の手法を取り入れたジュニアライフセービング教室を実施する。	
今後の方向性	・希望する小・中学校で年20校程度、ライフセーバーによるジュニアライフセービング教室を実施する。	

事業コード・事業名	213-2	救命普及啓発推進事業
担当部・担当課	消防局	救急救命課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習を受講することにより救命技術を習得し、緊急時や災害時等において自らで命を守る行動が取れるようにする。 ・普通救命講習を通じ、命の大切さを学んでもらう。 	
事業内容	・中学校において、普通救命講習(心肺蘇生法とAEDの取り扱い講習)を実施し、正しい応急手当を教育する。	
今後の方向性	・普通救命講習は年間を通して受講可能な体制を整えていることから、すべての中学校において救命講習が受講できるよう、学校関係者に依頼する。	

施策の柱 2

安全・安心で快適な学校施設等の整備

子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。

事業コード・事業名	221	学校安全対策事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保及び学校の安全管理を図る。 ・児童生徒及び教職員の防犯意識を高め、安全・安心な環境での学習活動を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校非常通報システムの整備・運用 ・スクールガード・リーダーの配置 ・防犯カメラの設置 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校非常通報システムの整備・運用と、スクールガード・リーダーの配置を継続し、児童生徒の安全安心の確保に努める。 ・市立小・中・特別支援学校に防犯カメラを関係各課とともに設置する。 	

事業コード・事業名	222	通学路安全対策推進事業
担当部・担当課	教育部・防犯安全部・道路河川部	学務保健課・防犯交通安全課・道路整備課・道路維持課
事業目的	・小学校の通学路における交通安全を確保するため、学校・警察等と連携し市立小学校の通学路合同点検を行い、安全対策を実施する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき次のように安全対策を実施する。 -学校による危険箇所の抽出 -合同点検の実施 -点検結果に基づく対策案の検討、策定 -対策の実施 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、小学校の通学路の安全を確保するため、関係機関と連携し、合同点検を行い、通学路の安全対策を実施する。 ・過去の継続協議案件について、学校及び保護者と話し合いの場を設け、通学路の変更についての検討を支援する。 	

事業コード・事業名	223	防災資機材等の整備事業
担当部・担当課	教育部・防災安全部	教育総務課・防災政策課
事業目的	・防災資機材の整備	
事業内容	・命を守る教育環境の整備のため、市立小・中・特別支援学校を南部・中部・北部の三地区に分け、災害発生時における学校用飲料水の備蓄を行う。	
今後の方向性	・既に備蓄したものについても保存期限(5年)があるため、今後も計画的に飲用水の備蓄更新を実施していく。	

事業コード・事業名	224	学校施設環境整備事業(空調設備整備)
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備工事を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、管理諸室等の空調設備の更新工事と合わせて、特別教室の空調設備の設置工事を実施する。	
今後の方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	225	学校施設環境整備事業(グラウンド等整備)
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備工事を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、グラウンド整備工事及び体育倉庫改修工事を実施する。	
今後の方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	226	学校施設環境整備事業(トイレ改修整備)
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備工事を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、トイレ改修工事を実施する。	
今後の方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	227	学校施設維持保全事業
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・老朽化した校舎外壁等の改修や設備、機器等の更新工事を計画的に進めることで、学校施設の維持保全を図るとともに、安心して学習できる教育環境を確保する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の維持保全を図るため、校舎及び屋内運動場の外壁、屋上防水工事等を実施する。 ・学校施設の維持保全を図るため、設備、機器等の改修、更新工事を実施する。(給排水設備、放送設備、エレベーター、プールなど) 	
今後の方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	228	学校施設再整備事業
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設(校舎、屋内運動場等)の老朽化を解消し、安全で良質な教育環境を確保する。	
事業内容	・学校施設の老朽化の解消を図るため、校舎、屋内運動場等の改築事業または大規模改修事業を実施する。	
今後の方向性	・公共施設再整備プランに位置付けられた事業を計画に基づき実施していく。	

施策の柱 3

学びを支える質の高い教育環境の整備

子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、学校ICTの充実等の物的条件整備や、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。また、保護者のライフスタイルに合わせて利用しやすいよう中学校給食を実施するなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

事業コード・事業名	231	特別支援教育整備事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級や通級指導教室など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特性に応じた教育の場の整備 ・特別支援教育の充実 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育の充実や適切な支援など、本市の特別支援教育を推進するため、教育環境の整備を行う。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒数の推移や設置可能な教室の有無を踏まえ、計画的に特別支援学級の設置を行う。(年2校程度) ・白浜養護学校の過大規模化を受け、教育環境整備の手立てを関係各課と共に検討する。 	

事業コード・事業名	232	学校ICT環境整備事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を提供する。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器の充実 ・教員のICTを活用した指導力の向上 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が掲げる「GIGAスクール構想の実現」に向けて、2023年度(令和5年度)までに児童生徒に対し1人1台の端末整備を行う。 ・教員のICTを活用した指導力の向上を図る。 	

事業コード・事業名	233	教職員の働き方改革推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課・教育指導課・学務保健課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革については、単に教職員の長時間労働についての是正だけでなく、この取組によって、教職員が児童生徒としっかり向き合うことができ、学習をはじめとした学校生活の充実を図ることができるように取り組んでいく。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援・人材活用(部活動指導員、スクールロイヤー等) ・業務改善による効率化(ICT化の促進、文書事務・調査依頼等の精選・改善等) ・業務の適正化(部活動休養日の設定、長期休業中の学校業務停止期間の設定等) ・教職員の意識改革(勤務時間の把握、ストレスチェックによるラインケアの充実等) 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組について働き方改革推進委員会の中で協議の上整理し、できることから順次進めていく。 	

事業コード・事業名	234	中学校給食運営管理事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課
事業目的	・成長期にある生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の育成及び食育の推進を図る。	
事業内容	・家庭のニーズやライフスタイルなどに合わせて利用しやすいよう、弁当持参とデリバリー方式の給食を選択制として実施する。	
今後の方向性	・2019年10月から全校実施となったことを受け、検証や課題整理を行いながら、引き続き、よりよい給食提供を目指す。	

事業コード・事業名	235	学校適正配置研究事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・市立小中学校の適正な学校規模を維持することにより、学びの環境整備を図る。 ・児童生徒の通学の安全を確保する。	
事業内容	・児童・生徒数の推移に対応した学校の適正配置を検討するため、学校の統廃合を含め、通学区域の再編・見直しの研究を行う。	
今後の方向性	・今後も引き続き、児童生徒数の推移に対応した学校の適正配置の調査、研究を進め、学校の統廃合を含めた見直しの考え方を整理、検討するとともに、各学校、各地域ごとの詳細な分析に基づく通学区域の再編・見直し等の調査・研究を進める。	

基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

施策の柱 1

家庭教育の支援

子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。

事業コード・事業名	311	子育てふれあいコーナー事業
担当部・担当課	子ども青少年部	子育て企画課
事業目的	・地域において、子育て中の親子の交流や相談の場を提供し、子育てに対する不安や悩みの軽減を図る。	
事業内容	・地域子どもの家や児童館において、保育士や子育てボランティアによる子育て親子の交流、情報提供、育児相談を実施する。	
今後の方向性	・身近な地域で子育て世代の親子の交流の場として、子育てについての悩みや相談の支援、子育てに関する情報等の提供を実施する。	

事業コード・事業名	312	地域子育て支援センター事業
担当部・担当課	子ども青少年部	子育て企画課
事業目的	・安心して子育てができるよう支援体制の充実を図り、子育ての不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援する。	
事業内容	・地域の子育て拠点として、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て支援に関する相談や情報提供、講習等の実施を行う「子育て支援センター」を運営する。	
今後の方向性	・保護者の子育て支援に対するニーズの多様化に合わせた支援の充実を図る。	

事業コード・事業名	313	つどいの広場事業
担当部・担当課	子ども青少年部	子育て企画課
事業目的	・安心して子育てができるよう支援体制の充実を図り、子育ての不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援する。	
事業内容	・身近な地域で、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て支援に関する相談や情報提供等を行う「つどいの広場」を運営する。また、地域において「つどいの広場」に準ずる活動を実施している団体等に対して支援する。	
今後の方向性	・身近な地域における子育て支援の場として、それぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させる。	

事業コード・事業名	314	放課後児童健全育成事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・保護者が就労等の理由により、放課後不在となる家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。	
事業内容	・保護者が就労等の理由により、放課後不在となる家庭の児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)を実施する。	
今後の方向性	・第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画の計画期間である2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの間に、13クラブを整備し、定員333人増とし、待機児童の解消を図る。	

事業コード・事業名	315	地域の縁側事業
担当部・担当課	福祉健康部	地域包括ケアシステム推進室
事業目的	・子どもを含む多様な地域住民が気軽に立ち寄る多世代交流の場と位置づけ、市としてその整備、運営等を支援し、人と人のつながりを強め、地域の絆や助け合いのコミュニティを醸成し、暮らしやすさを高めることを目的とする。	
事業内容	・地域において、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりの推進と運営の支援を行う。	
今後の方向性	・市内に40か所以上の設置を目指す。 ・地域に根差した居場所であるため、他の活動状況を知る機会が少なく、より活性化を図るためにも情報共有や意見交換ができる研修会等を実施する。	

事業コード・事業名	316	PTA育成支援事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・PTA活動の支援につながる事業を実施することにより、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図る。	
事業内容	・PTA活動を支援するために、PTA役員研修会及び藤沢の子どもたちのためにつながる会への業務委託等を実施する。	
今後の方向性	・藤沢の子どもたちのためにつながる会に各学校PTA活動の推進につながる事業を委託するとともに、同会の活動がより充実していくように支援する。 ・藤沢市PTA役員研修会の開催全4回	

施策の柱 2

学校・家庭・地域等の連携・協働の推進

人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域等の連携・協働を推進します。

事業コード・事業名	321	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するよう、持続可能な学校・家庭・地域の連携・協働を推進する	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施する。 ・学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入に向け、検討を進める。 ・地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等と連携を図る。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図る。 ・学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行う。 ・関係各課等と連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進める。 	

事業コード・事業名	322	地産地消の充実事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課
事業目的	・地産地消の良さを知り、感謝の心を育てる。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に安全・安心・新鮮な地元農水産物などの給食食材の使用を推進し、地産地消の充実を図る。 ・児童・生徒と生産者との交流を通し、感謝の心を育てる。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「地産地消推進モデル校」の取り組みを含め、より円滑に地場産物を使用できるよう、調整を進める。 ・供給可能な地場産物を生かせる料理や時期の検討を行う。 ・生産者との交流や食農体験を支援する。 	

事業コード・事業名	323	地域における防犯対策事業(こども110番・地域安全マップ)
担当部・担当課	教育部・防犯安全部	教育指導課・防犯交通安全課
事業目的	・地域における子どもの安全安心を守るための環境整備を推進する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが犯罪などから助けを求めてきた際に、一時的な緊急避難場所として、また、警察などへの通報場所として、民家やお店等にこども110番の看板の掲示を依頼する。 ・犯罪機会論に基づく地域安全マップの指導員を養成するための講習会を定期的に関催し、学校における安全マップづくりの推進を図る。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全担当者会において、地域安全マップ指導員養成講座を開催する。 ・学校における地域安全マップづくりを年2校ずつモデル校として行う。 	

事業コード・事業名	324	男女共同参画事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和課
事業目的	・男女共同参画に関する意識を身につけることにより、子どもたちが社会的に自立ができるよう、学校等と連携し啓発活動の推進を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止啓発パンフレットの配布を通して学校と連携し、子どもたちが知識を身につけることで、社会的自立ができるよう支援する。 ・ふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員の活動を通して地域、家庭と連携し、子どもたちが性別により学びの機会が制限されないように、男女共同参画の啓発を推進する。 	
今後の方向性	・誰もが性別に関わらず選択、活躍ができる社会を目指し、学校・家庭・地域等と連携しながら、男女共同参画の啓発を推進する。	

事業コード・事業名	325	非行防止推進活動事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・青少年を犯罪や非行に走らせない社会を作るため、地域・学校・家庭・警察・関係団体等と連携し、一体となった非行防止活動の輪をひろげ、社会環境の変化に合わせた、非行防止活動を行う。	
事業内容	・関係機関や関係団体、青少年指導員と連携しパトロールを行い、青少年の問題行動の早期発見、指導を行う。また、啓発事業として講演会等を実施する。	
今後の方向性	・全青少年指導員を対象とした研修を通じてスキルアップを図り、各関係機関、関係団体と連携した取り組みを進め、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるような事業を行い、啓発を図る。	

事業コード・事業名	326	放課後子ども教室推進事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・すべての小学生児童を対象に、放課後の安全・安心な子どもの居場所を設ける。	
事業内容	・小学校の余裕教室等を有効活用し、放課後の児童に地域のボランティアが見守る居場所(遊び場)を提供する。	
今後の方向性	・(仮称)藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の計画期間である2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの間に、地域子どもの家、児童館等が整備されていない小学校区を中心に整備を目指す。	

事業コード・事業名	327	思春期健康教育事業
担当部・担当課	子ども青少年部	子ども健康課
事業目的	<p>・次代を担う子どもたちが、思春期における心身の変化や適切な対応等について理解し、健やかに成長できるように支援するため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進する。</p>	
事業内容	<p>・自分の心や体を大切にし、健全な母性・父性が育成できるよう支援するため、依頼を受けた学校等に対して、教育媒体の貸出しを含め、保健師による思春期健康教育を実施する。</p> <p>・思春期の子どもたちの特徴や課題を理解するため、保護者だけでなく、思春期の子どもを支える学校教職員や、母子保健従事者などに向けて講演会を実施する。</p>	
今後の方向性	<p>・思春期健康教育については、小・中学校の校長会や養護教諭部会等で周知と出張講座依頼を呼びかけ、依頼元と調整を行いながら実施する。</p> <p>・講演会については、保護者や支援者が聞きたいと思えるテーマで計画し、講師・日時・会場などの決定や事業周知を速やかに行い、円滑な実施を図る。</p>	

基本方針 4

人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

施策の柱 1

人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実

人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。

事業コード・事業名	411	生涯学習推進事業	
担当部・担当課	生涯学習部	生涯学習総務課	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整え、主体的なネットワークを構築する。 ・知識や技術・技能を生かして、地域で活動することができる人材を育成・支援する。 		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動推進室(フラッポ)での事業実施 <ul style="list-style-type: none"> －生涯学習講座(生涯学習大学事業・サロン事業) －生涯学習人材バンク －生涯学習出張講座 －生涯学習相談、生涯学習情報の収集及び発信 		
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設の特性を生かした多様な機関・団体との連携や、勤労世代や保護者世代をターゲットとした事業を展開することで、公民館事業との差別化を図る。 ・生涯学習人材バンクの市民講師をはじめとした地域人材を発掘、育成する。 		

事業コード・事業名	412	公民館運営事業	
担当部・担当課	生涯学習部	生涯学習総務課	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区が有する地域特性を生かし、住民の学習ニーズや地域課題をとらえた事業展開を図る。 ・住民同士の学びあいを通じ、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する。 		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業計画基本方針に基づいた特色のある事業実施 ・公民館サークル等の育成・支援 ・公民館運営審議会・公民館評議員会の開催 		
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館が有する地域コーディネート機能を生かし、地区内の多様な主体と連携し、学びを通して地域課題の解決に取り組む。 ・乳幼児から高齢者までの多世代が集う地域拠点としての役割を担うとともに、若い世代を含めた人材育成を行うことで、未来創造型の地域づくりを推進する。 		

施策の柱 2

多様な学びを支援する図書館活動の推進

すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、安らぎ・ふれあいを得られるよう図書館を整備・充実させ、多様な学びを支援します。

事業コード・事業名	421	総合市民図書館運営管理事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が「学ぶ楽しさ」「知る喜び」「役立つ情報」「深い思索」「やすらぎ・ふれあい」を得られるよう、資料・情報・施設の提供を行う。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人の多様な学びを支援するために、4市民図書館・11市民図書室で資料・情報・施設を提供する。 ・新しい時代に即した「これからの図書館」のあり方について研究・検討する。 ・辻堂市民図書館と湘南大庭市民図書館及び南市民図書館の運営を、NPO法人に業務委託する。総合市民図書館は、施設管理、予算執行、サービス業務の支援等を行うとともに、業務委託された図書館の運営状況を検証する。 ・図書館・図書室に来館・来室することが困難な障がい者や高齢者に対し、ボランティアにより図書館資料を宅配する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や時代のニーズに対応しながら、引き続き4市民図書館・11市民図書室において資料・情報・施設の提供を行っていく。 ・「これからの図書館検討委員会」の報告に基づき、新しい時代に即した「これからの図書館」のあり方について研究・検討していく。 ・総合市民図書館と分館3館を運營業務委託しているNPO法人との連携を図り、効率的な図書館運営を図っていく。 ・市内全域の宅配サービス利用希望者に対応できるよう、宅配ボランティアの確保を図るとともに宅配ボランティアの育成を行っていく。 ・宅配サービスを利用している利用者に対し、資料の紹介を行うことにより、より多くの資料に触れることができるようにしていく。 	

事業コード・事業名	422	総合市民図書館整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適な読書環境を整備し、市民の満足度の向上を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して利用できる図書館施設を維持していくために4市民図書館・11市民図書室の施設修繕と改修工事を行うとともに、再整備について検討する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の中で、老朽化した施設の維持・管理するために、計画的かつ効率的に施設修繕と改修工事を実施するよう努めていく。 ・南市民図書館の再整備については、「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」に沿って進めていく。 	

事業コード・事業名	423	図書館情報ネットワーク事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・資料・情報の迅速・的確な提供により市民サービスの向上を図る。	
事業内容	・図書館情報ネットワークシステムの推進，維持管理及び県内公立図書館・市内大学図書館との連携を推進する。	
今後の方向性	・4市民図書館11市民図書室のネットワークシステムの更なる充実を図るとともに，県内公立図書館や市内大学図書館の一層の連携強化を図ることにより，図書館サービスの向上に取り組んでいく。	

事業コード・事業名	424	子ども読書活動推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・子どもが言葉を学び，感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かなものにし，人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう，子どもの読書活動を整備し，読書機会の充実を図る。	
事業内容	・「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき，子どもの読書環境の整備と読書機会の充実を図る。	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業など，関係各課と連携しながら子どもの発達段階にあわせた事業を実施する。 ・ボランティア交流会及び研修会等を実施し，情報共有や知識向上を図り，子どもの読書環境の充実を図る。 ・団体貸出など学校及び子どもに関わる施設・関係団体との連携事業の充実を図る。 ・学校図書館の運営等への支援を図る。 ・子ども同士で本を読み合うなど，読書への関心を高めることができる取組を実施する。 	

事業コード・事業名	425	点字図書館事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・視覚障がい者の生活向上を図る。	
事業内容	・視覚障がい者への点字・録音図書の製作・貸出サービス，文化レクリエーション活動への支援，点字指導及びボランティアの育成を行う。	
今後の方向性	・引き続きボランティア講習会等を開催し，ボランティアの養成・技術向上に努めるとともに，特に点字図書の充実を図る。また市民図書館内にあることをいかし，4市民図書館と連携した事業を開催する。	

施策の柱 3

健康で豊かなスポーツライフの推進

「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする活動や、そのレガシーを後世に伝えるための活動を行います。

事業コード・事業名	431	オリンピック・パラリンピック関連事業
担当部・担当課	生涯学習部	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室
事業目的	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とする様々な取組を実施し、スポーツ活動やボランティアの推進を図るとともに、国際理解や共生社会の実現に繋げる。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セーリング競技の普及啓発を図る各種イベントや、市民と海外セーリングチームとの国際交流事業、市内の子どもたちを対象とした、オリンピック・パラリンピアン等によるスポーツ体験教室などを実施する。 ・年齢、障がいの有無、国籍等を問わず様々な市民が、大会へ参加する機会として、シティキャストフジサワ(藤沢市・都市ボランティア)や「2020応援団 藤沢ビッグウェーブ」等の取組を進めていく。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・セーリング競技の普及啓発イベント、スポーツ体験教室等を実施するとともに、東京2020大会参加国のホストタウンとして、選手団の事前キャンプ実施を支援するとともに、スポーツや文化を通じ、市民との交流事業を図る。 ・聖火リレー(ミニセレブレーション・セレブレーションを含む)や、ライブサイトの運営等の取組を進める中で、藤沢市独自のボランティアを募集するなど、より多くの市民が大会に参加できるよう機会を創出する。 	

事業コード・事業名	432	健康づくり推進事業
担当部・担当課	福祉健康部	健康増進課
事業目的	・生活習慣病の発症予防や重症化予防を図り、健康寿命の延伸をめざすために、身体活動促進についての普及啓発を行う。	
事業内容	・身体活動の促進を図るための軽体操の普及啓発を行う。	
今後の方向性	・日常生活に取り入れやすい、軽体操を通じて身体活動促進の普及啓発を図る。	

事業コード・事業名	433	生涯スポーツ活動推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・子どもから高齢者まで気軽に利用、参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、スポーツや健康に関する意識の向上を図る。	
事業内容	・「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、事前申し込み不要のオープン教室や体育館開放を実施する。	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館開放を実施することで、スポーツをする環境の充実を図る。 ・オープン教室は多様な市民のニーズを捉え、内容を見直すことで参加率の向上を図る。 	

事業コード・事業名	434	競技スポーツ推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・競技スポーツ団体と連携・協働し、多くの市民が競技スポーツ大会へ参加する機会を提供するとともに、全国大会等の参加を支援することで、意欲の向上、負担の軽減を図り、競技スポーツを推進する。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会と連携した事業を実施する。 ・全国大会、国際大会出場者に賞賜金を交付し、競技スポーツ大会への参加を支援する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市民総合体育大会継承大会を実施することで、競技スポーツ大会に参加する機会を創出し、競技人口の増加を図る。 ・スポーツ人の集いで著名な人物の講演を行い、市民のスポーツに対する関心を高める。 ・優秀な成績を収めた団体・個人を表彰することで、競技者の意欲の向上を図る。 ・賞賜金制度の周知方法を工夫し、制度の認知度の向上を図る。 	

事業コード・事業名	435	地域特性活性化推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内ビーチバレー発祥の地」としての藤沢市鵠沼海岸の地域特性を活かし、ビーチバレーの普及・競技人口の拡大を目指す。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国内最高峰の大会である「ビーチバレージャパン」、中学生の全国大会である「湘南藤沢カップ全国中学生ビーチバレー大会」とその予選を兼ねた「神奈川県中学生ビーチバレー大会」を開催する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチバレージャパンを開催し、多くの市民にトップアスリートの試合を観戦する機会を提供することで「観るスポーツ」を推進する。 ・全国中学生大会に参加しやすい環境づくりを推進し、全都道府県からの参加を目指す。 	

事業コード・事業名	436	スポーツ施設整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する環境づくりを目指す。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して施設を利用できるよう、適宜工事、修繕等を行い、安全に施設を運営する。また、学校や民間企業、神奈川県と連携し、活動場所の確保に努める。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各スポーツ施設の劣化度を調査し、長寿命化を図る。 ・市民がスポーツに親しむことができる環境を整備する。 	

事業コード・事業名	437	インクルーシブスポーツ事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利という理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動に参加できる機会を創出する。 ・障がい者がスポーツに親しめる環境を整備するため、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動の充実を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者と健常者が共にスポーツを楽しめる事業を開催する。 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の組織力を強化し、障がい者スポーツ事業の開催、情報発信等を行う。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわパラスポーツフェスタ専門部会を年10回開催し、新たな種目を検討することで、内容の充実を図る。 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の加盟団体と協力団体を増やす。 ・障がい者スポーツカレンダーと機関誌を作成し、情報の一元化を図るとともに情報発信する。 	

事業コード・事業名	438	スポーツサポート事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツ指導者を養成し、活用することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・体力づくりを効果的に推進するため、研修を充実させることでスポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、各種事業や地域活動に派遣することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動を安全かつ効果的に推進するよう取り組む。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の他市との交流研修会等を実施し、各市の取組を学ぶ。 ・ニュースポーツの研修会や大会を実施し、ニュースポーツの知識や事業運営のノウハウを習得する。 	

施策の柱 4

藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用

藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。

事業コード・事業名	441	歴史遺産保存整備活用事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化の継承や地域の特性を生かした文化の発展を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に遺存する歴史的資産を適正に保存・活用することで、歴史的資産の文化的価値の維持・向上を図り、活用が図れるように整備する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財 指定候補物件の調査を進める。 ・国登録有形文化財 旧江の島道沿いの歴史的建造物の登録に向けた調査を進める。 	

事業コード・事業名	442	文化財保護事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的文化遺産の後世への継承と地域文化財の活用を推進する。 ・郷土愛と豊かな心を育てる。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査・研究,保存・管理,公開普及・活用及び埋蔵文化財の調査等を実施する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理奨励交付金や修理等補助金を適正に交付し,文化財保護に関して,継続的に行っていく。 	

事業コード・事業名	443	文化財収蔵庫整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財収蔵施設の集約化と適正な文化財の収集・整理・保管・活用。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各所に分散,老朽化した収蔵施設の集約化と文化財の適正な収集・整理・保管・活用ができる施設について検討を進める。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の再整備計画を踏まえて,収蔵庫の集約化を進める。 	

事業コード・事業名	444	歴史的建造物維持活用事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史,文化資産として歴史的建造物を維持,保存するとともに,公開,活用することで文化の向上を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財等,歴史的建造物の維持,保存 ・古民家を活用した事業を実施する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の維持,活用を図る。 	

事業コード・事業名	445	歴史資料公開活用事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会開催等により,地域の歴史・文化に対する理解を深め,郷土愛の醸成を促す。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域施設における展示事業実施,学校等における郷土資料講座の実施,映像記録の保存・公開の実施,電子博物館の整備等,公開活用事業の充実を図る。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公開活用事業の充実を努める。 ・浮世絵館ホームページ及びみゆネットふじさわのコンテンツの充実を図る。 ・ふじさわ宿交流館においては,地域との連携を図る中で新たな展示を進める。 	

事業コード・事業名	446	ふじさわ宿交流館運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・旧東海道藤沢宿において、ふじさわ宿交流館を拠点とし、他の様々な取組と併せ地域の活性化に繋がる活用を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旧東海道藤沢宿に地域の歴史や文化を学べ、休憩や交流の場としても活用できる施設としてふじさわ宿交流館を運営する。 -藤沢宿の歴史・文化・なりわいの紹介。 -伝統芸能の発表の場の提供。 -地域の活性化のための事業実施。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者である藤沢市観光協会と連携し、運営を行う。 ・地域の市民活動団体等と連携し、地域のにぎわいの創出を目指す。 	

事業コード・事業名	447	藤澤浮世絵館運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・これまで市が収集してきた浮世絵類を中心とした郷土資料を市民をはじめ多くの人に見ていただく場を提供することにより、郷土の歴史・文化についての関心を喚起し、郷土愛あふれる藤沢の実現に資する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が集い文化の継承に繋がる生涯学習の場として、浮世絵類の展示を中心とした藤澤浮世絵館を運営する。 -東海道、藤沢宿、江の島など所蔵する浮世絵の特色を活かした展示。 -市民等が気軽に訪れ、学び、憩えるスペースの設置。 -地図や写真などのビジュアル資料も駆使した地域の歴史の紹介。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック2020大会の開催を契機とした国内外に向けたPRを継続していく。 ・教育機関との連携による郷土の歴史文化の啓発、推進を図る。 ・関連団体との連携や企画による集客及びPRを進める。 	

施策の柱 5

文化芸術活動の支援

藤沢市民に広く藤沢の文化芸術に関する情報を周知し、地域に根差した文化芸術活動の充実を図ります。

事業コード・事業名	451	市民ギャラリー運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課
事業目的	・市民の文化活動を支援することにより、市民の創作活動の充実を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の美術創作活動の推進及び美術作品鑑賞のため、主催等による事業を実施する。 ・市民の文化・創作活動の発表及び鑑賞の場を提供する。 	
今後の方向性	・主催等事業の内容の充実及び来場者数の増に努め、同フロアにある図書館との連携についても検討を進めていく。	

事業コード・事業名	452	芸術文化振興事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課 (公財)藤沢市みらい創造財団
事業目的	・関係団体と連携し、子どもから高齢者まですべての市民が様々な芸術文化に触れる機会の拡大に努め、市民一人ひとりがこころ豊かな生活と、活力のある社会の実現を図ることを目指した取組を推進する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民オペラを中心とした音楽事業や舞台・大衆芸能等の演劇事業、文化の普及や継承を目的とした市民・関係団体などとの協働による事業の実施 ・芸術文化の創造の機会の提供として市立小・中学校を対象としたアウトリーチ(学校訪問)事業の実施 ・音楽・演劇等の舞台芸術活動を行う団体に対する助成を行う 	
今後の方向性	・市民を主体とした文化芸術活動を総合的に展開し、文化芸術の鑑賞や活動の機会の充実を図ると共に、文化芸術団体の自主的な活動を側面から支援し、多様な活動を促進していく。	

事業コード・事業名	453	次世代育成事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課
事業目的	・文化芸術団体等との協働により、将来の藤沢の文化芸術を担う子どもたちを中心とした人材の育成を図るとともに、多種多様な文化芸術の発見につなげる。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが芸術を体験・鑑賞できる場として、市内の小学6年生を対象としたこころの劇場小学生招待事業を実施する。 ・子どもたちが様々な伝統芸能を体験できる事業等を実施する。 	
今後の方向性	・関係団体と連携し、文化芸術の創造や鑑賞機会を提供することにより、将来の藤沢の文化芸術を担う人材のさらなる育成に努める。	

事業コード・事業名	454	アートスペース運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課
事業目的	・本市の美術振興施設として、若手芸術家等の創作活動の支援を行うとともに、湘南ゆかりの作家を紹介し、身近な美術鑑賞の機会の提供を行うなど、市民に広く文化芸術に関する情報を発信し、文化芸術活動の充実を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家等の創作活動及び展示・発表等を支援する。 ・身近な場所での美術鑑賞の機会を提供する。 ・個人等の美術作品の制作・展示・発表の場を提供する。 ・ワークショップや美術講座の開催により、美術学習の場を提供する。 	
今後の方向性	・引き続き若手芸術家等の創作活動の支援、美術鑑賞の機会の提供、美術作品の展示・発表、及び美術学習の場の提供等を行うとともに、東京2020オリンピックを契機に、さらなる文化芸術の創造と発信に努める。	

基本方針 5

すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

施策の柱 1

教育の機会均等

子どもたちが家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

事業コード・事業名	511	要保護準要保護児童・生徒援助事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の経済的負担の軽減 ・義務教育の円滑な推進 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム購入費などを援助する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、保護者の経済的負担の軽減や義務教育の円滑な推進を図るために就学援助制度を実施する。 	

事業コード・事業名	512	奨学金給付事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により進学が困難な者に奨学金を給付し、教育の機会均等を図る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> － 入学準備奨学資金 － 学費奨学資金 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・国による高等教育無償化に係る動向を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていく。 	

事業コード・事業名	513	教育応援基金事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・次の世代を担う子どもたちが、その能力や可能性を伸ばすことができる教育環境を整備する、その原資とするため、教育応援基金を募る。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課窓口及び各種イベント時の募金箱設置 ・各種金融機関専用口座を開設し、基金受付 ・ふるさと納税による基金受付 ・各関係機関へリーフレットを配布し、基金周知を図る 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの基金を募るため、PR活動の強化を図る。 	

事業コード・事業名	514	子どもの学習・生活支援事業
担当部・担当課	福祉健康部	地域包括ケアシステム推進室
事業目的	・生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を通じて、貧困の連鎖を防止するとともに、子どもの社会的な自立を促す。	
事業内容	・対象となる子どもの状況に応じて、学習の場所・機会の提供や受験勉強に関する情報提供、必要に応じ学校説明会等への同行を行う。また、順調な学校生活を送るための生活相談等を行う。 ・子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行う。	
今後の方向性	・進学への課題を抱えている子どもに対し、学校等の情報共有や高校入試関連の郊外活動への同行支援を行う。 ・不登校や学習への心配事や不安を抱えている子ども、高校中退防止に向け学校、支援関係機関とのカンファレンスへの参加等丁寧な支援を行う。	

事業コード・事業名	515	幼児教育振興助成事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・市内の私立幼稚園等の教育及び衛生環境の充実を図り、幼児教育を推進する。	
事業内容	・市内の私立幼稚園及び幼児教育施設の設置者に対し、教材教具等の購入、及び園児や教職員への健康管理事業に要する費用の一部を助成する。	
今後の方向性	・教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行う。 ・2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、事業の見直しを検討する。	

事業コード・事業名	516	幼稚園利用者に対する保育料軽減事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・幼児教育・保育の無償化により、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図る。	
事業内容	・幼稚園の利用者を対象に、通常時間(教育時間)や預かり保育の利用料(保育料)の負担軽減を行う。	
今後の方向性	・未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行う。	

事業コード・事業名	517	幼児教育施設保育料補助事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・幼児教育施設の利用者に対する助成事業により、保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図る。	
事業内容	・市が幼稚園に準じる施設として認定した「幼児教育施設」の利用者のうち、幼児教育・保育の無償化の対象とならない利用者を対象に、保育料の一部を助成する。	
今後の方向性	・幼児教育施設の利用者に対して保育料助成事業を行い、経済的負担の軽減を図る。 ・幼児教育・保育の無償化実施後の幼児教育施設の運営状況や国の動向等を踏まえ、5年後を目途に事業の見直しを検討する。	

事業コード・事業名	518	幼稚園等預かり保育推進事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を選択できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行い、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図る。	
事業内容	・幼稚園の設置者に対し、預かり保育事業の実施に要する人件費等の助成により、預かり保育の推進に向けた支援を行う。	
今後の方向性	・保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実にに向けた支援を行う。	

施策の柱 2

子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進

子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。

事業コード・事業名	521	不登校児童生徒支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・不登校児童生徒が社会的自立を目指せるよう効果的な支援を行う。	
事業内容	・不登校児童生徒の状況に応じた支援を図るため、関係機関との連携協力の充実に努める。 ・不登校児童生徒を持つ保護者同士が思いを共有できる場「おしゃべりひろば」を開催する。	
今後の方向性	・情報交換会を年1回開催し、フリースクールなどの民間施設やNPO等関係機関との連携を推進する。 ・不登校児童生徒を持つ親の会として、「おしゃべりひろば」を年4回開催する。	

事業コード・事業名	522	技能職体験事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・小中学生に技能者の世界及び仕事を身近に感じてもらい、勤労観及び職業観の醸成を図ると共に、技能振興に寄与する。	
事業内容	・藤沢市技能職団体連絡協議会に加盟している職人の団体が小中学校に直接訪問し、授業時間の中で職人の技能の実演見学やものづくりの体験ができる教室を実施する。	
今後の方向性	・実施した学校の先生へアンケートを実施し、学校の実施しやすい状況や職人への要望などを確認し、事業の質の向上を図る。 ・希望する学校が増えてきているため、実施校の選定方法の見直しや実施可能な団体の拡大などを行う。	

事業コード・事業名	523	障がい者就労支援事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・障がい者の雇用・就労に向けた支援事業等を実施することにより、障がい者の雇用・就労の促進を図る。	
事業内容	・社会的自立に向けた就労体験の機会を提供するため、県内の特別支援学校の生徒を対象に職場実習を実施する。	
今後の方向性	・庁内障がい者雇用の促進を目的に設置している「JOBチャレふじさわ」と連携し、より実践度の高い実習を実施する。	

事業コード・事業名	524	若年者就労支援事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・概ね15歳から39歳までのニートやひきこもりなど困難を抱える若年者とその家族を対象に、自立・就労・定着に至るまでの支援を行う。	
事業内容	・専門スタッフによるきめ細かな相談、サークル活動、社会参加、就労体験等の各種プログラムを実施する。また、家族や保護者を対象とした相談会やセミナーを行う。	
今後の方向性	・家族支援や事業周知のため、保護者セミナー等を行う。 ・就労体験やボランティア体験の受入れ可能な事業所等を確保し、就労体験の機会を提供する。 ・若者サポート事業との連携及び医療・保健・福祉等の関係機関との連携をより一層図る。	

事業コード・事業名	525	自立支援推進事業
担当部・担当課	福祉健康部	生活援護課
事業目的	・子どものいる生活保護世帯と生活困窮世帯の社会的自立を促進する。	
事業内容	・生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども・若者とその保護者に対し、ケースワーカーと子ども支援員が学校等関係機関と連携し、日常生活支援・養育支援・教育支援・就労支援等、個別にきめ細かな寄り添い型の支援を実施する。	
今後の方向性	・ケースワーカーと子ども支援員が、関係機関と連携し、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども・若者とその保護者に対し、切れ目のない支援を拡充していく。	

事業コード・事業名	526	自立支援推進事業(就労支援)
担当部・担当課	福祉健康部	生活援護課
事業目的	・就労可能な生活保護利用者の就労による自立を促進する。	
事業内容	・就労阻害要因のない稼働年齢の生活保護利用者に対しハローワークと連携を強化し、ケースワーカーと就労支援相談員が就労収入を得ることによる経済的自立をめざし、個別に寄り添い型の支援を実施する。また、ただちに就労に結び付かない者に対しては、就労準備支援事業所と連携し、社会的自立に向けた支援を実施する。	
今後の方向性	・ケースワーカーと就労支援相談員が、ハローワークとの連携を一層強化することで、支援の充実を図る。また、就労準備支援を要する利用者の掘り起こしを含めた積極的な支援を推進する。	

施策の柱 3

互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供

国籍・民族・文化等や家庭環境の違いなどに左右されることなく、子ども・若者が安心して学びに向かえるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。

事業コード・事業名	531-1	いじめ防止啓発関連事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・教職員、児童生徒、市民等に対して、いじめ防止の意識啓発を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発リーフレットおよび条例リーフレットの作成、配布 ・中学生いじめ防止対策報告会「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」の開催 ・藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会の実施(関係課と共催) 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進する。 ・啓発講演会、いじめ防止教室を継続して実施する。 ・いじめ防止啓発リーフレット等の配布及び改訂等を検討する。 	

事業コード・事業名	531-2	いじめ防止啓発関連事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和課
事業目的	・子ども・若者が安心して学びに向かえるよう、人権を尊重し、いじめのない社会をめざし、子どものいじめ防止啓発関連事業を推進する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいじめ防止について社会全体への意識啓発を図るために講演会を開催するとともに、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を広く市民に周知するため、リーフレットを作成、配布する。 ・いじめ重大事態が発生した場合の市長部局の再調査を目的に、附属機関として藤沢市いじめ問題再調査委員会を設置し運営を図る。 	
今後の方向性	・子どものいじめ防止に関する意識啓発事業の更なる推進を図るとともに、藤沢市いじめ問題再調査委員会のより迅速な対応と円滑な運営を図る。	

事業コード・事業名	532	国際理解教育事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・広く国際的な視野に立って物事を考え、行動できる児童生徒の育成を図る。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、国際理解を深めるために国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を高める。 ・外国語指導講師 (FLT) を小・中学校に派遣し、生きた英語に触れる体験を通して、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高める。 	
今後の方向性	・国際理解協力員や外国語指導講師を学校に派遣し、国際理解教育の充実を図る。	

事業コード・事業名	533	日本語を母語としない児童生徒への支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・日本語指導の必要な児童生徒が安心して学校生活や学習に取り組めるよう支援する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習および学校生活への適応を支援する。 ・日本語を母語としない児童生徒の状況や困り感に対する教員の理解を図るため研修を実施する。 ・国際教室配置校の担当教員に対する情報共有や研修を実施する。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図る。また、早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方について検討する。 ・日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を共有し、各学校で活用できるようにする。 	

事業コード・事業名	534	多文化共生推進事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和課
事業目的	・子どもたちを中心とした国際交流の場を提供し、外国人と日本人の子どもたちの交流を通して異文化への理解を図り、多文化共生を推進する。	
事業内容	・地域で活動する日本語教室の先生や大学生等により組織された実行委員会に委託して、小中学生を対象とした交流会を企画・実施し、子どもたちを中心に国際交流を行う。	
今後の方向性	・外国人市民と日本人市民との交流をより一層図るため、交流会の内容や周知方法を検討していく。	

事業コード・事業名	535	外国籍児童生徒就学支援事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・就学機会の提供	
事業内容	・法的に就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対し就学案内を行い、藤沢市立小・中学校へ就学を希望する子どもたちの就学支援を行う。	
今後の方向性	・住民登録などを行う行政窓口での案内機能の強化をはじめ、関係各課、関係機関と連携して就学しやすい環境を整備し、不就学ゼロを目指す。	

用 語 集

対象：本文中の「*（アスタリスク）」を付した用語

	用 語	解 説
ア行	I C T (アイシーティー) p. 7	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをさす。
	生きる力 p. 7	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやる心や、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「知」「徳」「体」のバランスの取れた力のこと。
	1 系統目 p. 9	学校のトイレは給排水の配管の関係から、縦（1 階～上階）に設置されており、改修工事の際はその配管の系統ごとを実施している。
	S N S (エスエヌエス) p.21	Social Networking Service の略で、インターネット上の社会的ネットワークのことをさす。
カ行	S D G s (エスディーゼズ) p. 1	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念としている。
	外国語活動 p. 7	学習指導要領において小学校 3・4 年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。
	外国語科 p. 7	学習指導要領において小学校 5・6 年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
	外国につながるのある児童生徒 p. 8	「日本国籍であっても母語が日本語でない児童生徒」や「家族が外国にルーツをもつ児童生徒」など、外国籍の児童生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童生徒のことをいう。

	用語	解説
力行	学習指導要領 p. 7	学校教育法に基づき、全国どここの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。おおむね 10 年に一度改訂がされる。
	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) p.23	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度で、学校の設置者である教育委員会が学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。
	カリキュラムマネジメント p. 7	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことをめざすもの。
	健康寿命 p.11	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことで、平均寿命から日常生活に制限のある期間を除いたもの。
	国際教室 p. 8	日本語指導が必要な外国籍児童生徒が校内に 5 名以上在籍する場合に設置される教室。国際教室で指導を行ったり、在籍学級に国際教室担当の教員が入ってサポートを行う。
サ行	児童支援担当教諭 p. 8	児童指導担当と教育相談コーディネーターを兼務する教諭の名称。学級担任を持たず、当該校の教職員が組織的・効果的に児童支援に取り組むための中心的役割を担う。本市においては、市立小学校に各 1 名を配置している。
	主体的・対話的で深い学び p. 7	子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点のこと。
	スクールカウンセラー p. 8	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。本市においては、全市立学校に週 1 日～2 日配置している。
	スクールソーシャル ワーカー p. 8	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。

	用語	解説
夕行	地域学校協働活動 p.23	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく各活動を合わせて総称したものの。幅広い地域住民参画によって行われる学校支援活動や、放課後子ども教室、地域社会における地域活動等、様々な活動を指す。それぞれの地域や学校の実情や特色に応じ、多様な活動を推進することが期待されている。
	特別支援学校 p. 8	学校教育法第 72 条に規定されている障がい児等に対する教育を行う学校のこと。本市においては、1962 年（昭和 37 年）に白浜養護学校を開校した。
	特別支援学級 p. 8	学校教育法第 81 条に規定されている教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育を行う学級のこと。
	特別の教科道徳 p. 7	2015 年（平成 27 年）3 月、学習指導要領が一部改正され、道徳は、各教科、総合的な学習の時間や特別活動においても行うものであり、「道徳科」は、それら学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として「特別の教科」として位置づけられた。主たる教材として、検定教科書を使用する。
ナ行	ニート p.12	Not in Employment, Education or Training の略で、厚生労働省の定義では、「非労働力人口のうち、15～34 歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」としている。
	日本語指導教室 p. 8	日本語指導が必要な外国につながるの児童生徒に対して、日本語の基礎・基本的な指導や生活習慣への指導助言を行うことを目的に、1992 年に湘南台小学校に市独自に設置した教室。国際教室が設置されていない本市立小・中学校に在籍している児童生徒が通級することができる。
八行	藤沢っ子 p.18	本市の学校教育の方向性を示す「学校教育ふじさわビジョン」においてめざす子ども像としている、「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれたたくましい藤沢の子ども」のこと。
	藤沢の子どもたちのために つながる会 p.20	児童生徒の健全育成をめざし、本市の全市立学校の保護者と教職員が、ともにつながりあい、学びあうことを目的として 2018 年度（平成 30 年度）に設立された会。
	プログラミング教育 P7	学習の基盤の一つである情報活用能力の育成を図るために、ICT を活用した学習を推進する取組の一つとして、「コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということ」を体験し、プログラミング的な思考力を育てるとともに、各教科等での学びを確実にするための学習活動。

資料

- 諮問書
- 第3期藤沢市教育振興基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
- 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱
- 答申書
- 計画策定までの経過

2019年（令和元年）5月27日

第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項に基づき策定された、第2期藤沢市教育振興基本計画が今年度末に終了することから、これからの教育政策の方向性を見据え、今後5年間における第3期藤沢市教育振興基本計画を新たに策定いたします。

策定にあたり、第3期藤沢市教育振興基本計画基本構想については、基本理念及び3つの目標については継承し、基本方針については見直すことといたしました。

つきましては、国の「第3期教育振興基本計画」、県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、本市の「ふじさわ教育大綱」、「藤沢市市政運営の総合指針2020」、「学校教育ふじさわビジョン」、及び「生涯学習ふじさわプラン」等との整合性を図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えますので、貴委員会において協議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

「第3期藤沢市教育振興基本計画素案」に関する パブリックコメントの実施結果について

藤沢市教育委員会では、本市の教育行政に関する基本計画である「藤沢市教育振興基本計画」の第2期計画期間が2020年（令和2年）3月に終了することから、今後の教育政策の方向性を見据えて、「第3期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

提出いただいた貴重なご意見につきましては、第3期計画の策定にあたっての参考とさせていただくとともに、パブリックコメントの実施結果として公表します。

なお、ご意見は類型化・要約して、教育委員会の考え方を付しております。
貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの実施概要

（1）意見等を募集した案件

第3期藤沢市教育振興基本計画素案

（2）意見等の募集期間

2019年（令和元年）9月19日（木）～10月18日（金）

（3）意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者

（4）意見等の提出方法

郵送、ファクス、持参、ホームページからの電子申請

（5）実施案内

「広報ふじさわ」（9月10日号）及び市ホームページ

（6）閲覧場所

教育総務課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館、各市民図書館、藤澤浮世絵館、ふじさわ宿交流館、市民会館、湘南台文化センター子ども館、秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館、鵜沼運動施設事務所、石名坂温水プール、市ホームページ

2 パブリックコメント実施結果

(1) 提出人数 32人

(2) 意見総数 70件

(3) 意見等の内訳

意見等の内訳	件数 (件)
① 現状と課題に関する意見等	2
② 基本理念及び基本目標に関する意見等	4
③ 基本方針1（確かな学力の向上，豊かな心を育む教育，一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育など）に関する意見等	18
④ 基本方針2（学校施設等の整備，教職員の働き方改革など）に関する意見等	16
⑤ 基本方針3（学校・家庭・地域との連携など）に関する意見等	8
⑥ 基本方針4（生涯学習）に関する意見等	8
⑦ 基本方針5（教育の機会均等など）に関する意見等	6
⑧ その他の意見等	8
計	70

(4) 意見等の反映状況

意見等の反映状況	件数 (件)
① 計画に反映させる	2
② 計画に考え方が含まれている	35
③ 今後の取組の参考とする	25
④ その他（①～③に当てはまらないもの）	8
計	70

3 第3期計画素案に対する意見等の概要と教育委員会の考え方等

① 現状と課題に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	<p>鵜南小学校の改築について、どのような根拠から複合施設が津波対策となるのか。</p>	<p>鵜南小学校については、施設の建て替えによって、想定される津波に対して、高さや強度を充足した建物となることで、地域住民も含めた津波対策が図られます。合わせて保育園及び児童クラブを一体的に整備することで、両施設の津波対策も図られることとなります。</p>	④その他
2	<p>「人生100年時代」とは「100歳時代」ではないか？ 「環境整備」、「活動の動機づけ」、「時代の変化に応じたスキル」の意味がよく分からない。</p>	<p>「人生100年時代」は、国の教育振興基本計画の目標であり、本市の計画においても基本方針に位置付けています。</p> <p>本市では、市民の皆様がいつでも学ぶことができるハード・ソフト面の環境を整備する中で、学びにとどまらず様々な活動へとつながるよう支援を行っています。長寿社会を迎え、ライフスタイルの多様化が進むことから、時宜に応じた知識や技能を習得できるよう、さらなる学習機会の充実を図ってまいります。</p>	④その他

② 基本理念及び基本目標に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	<p>計画素案は、時代の流れに対応してできていると思う。家庭、学校、地域、行政をはじめ、これまで以上に多様な人々が、教育・子どもの成長について関心をもって、この計画を進めることが大切。</p> <p>基本理念を『学びを通して人と人・地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす』とするよう提案する。</p>	<p>本計画素案では、基本方針 3 に「学校・家庭・地域の連携・協働」を掲げています。今後は、施策の柱に事業を位置づけ、計画を推進してまいります。</p> <p>また、基本理念については、「基本的な考え方」において、他者とともに学び合うとしており、人と人とのつながりについても包含していることから、ご意見は反映されていると考えています。</p>	②計画に考え方が含まれている
2	<p>「未来を切り拓いていくことのできる、生きる力を育む」とあり、納得、共感した。教育を「与える」のではなく、子どもたちが自ら考え、学びたいという意欲をもつ機会や環境を、用意すべきと考える。</p>	<p>本市はこれまでも、めざす子ども像として「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれたたくましい ふじさわの子ども」を掲げ、取組を進めてきました。今後も、「主体的・対話的で深い学び」の視点にたった授業改善を行い、基本目標 1 に掲げる、夢をもち、生きる力にあふれた子どもの育成に努めてまいります。</p>	②計画に考え方が含まれている
3	<p>いつも夢を持ち生きる力にあふれた子を育むためには、点数をとるための勉強だけではなく、もっと時間的余裕を持たせるべき。新学習指導要領の実施により、未来に向けて子ども達になりたい自分を発見できる指導を望む。</p>		
4	<p>「気軽に参加できる学びの場」について、公の場だけを想定されているのか？ 管理された場だけであるとすれば、問題もあるかと思う。</p>	<p>公の場にとどまらず、NPO や民間事業者が提供する学びの場も想定しています。</p>	④その他

③ 基本方針 1（確かな学力の向上，豊かな心を育む教育，一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育など）に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	<p>「新学習指導要領への対応」について、「社会に開かれた教育課程の実現」のために、教育課程のなかで、どのような方法・機会を想定しているのか？ また、ここで言われている「社会」とは、家庭や地域を指すのか？</p>	<p>社会に開かれた教育課程の実現のために、教科横断的な視点や、PDCAサイクルの確立、学校内外の人的・物的な資源の活用等を考慮して編成し、その内容を広く外部に周知することにより、地域人材や社会資源を取り入れることを想定しています。</p> <p>また、「社会」とは、学校教職員・保護者・地域住民と理念の共有や連携・協働を行う対象としての「地域社会」という側面と、グローバル化や情報化の進展など時代を切り拓く力を育むという意味での「将来の社会」という側面もあると考えられます。</p>	④その他
2	<p>日本語指導教室や国際教室の担当者に専門性がなく、児童生徒の日本語能力も把握も十分にされていないことから試行錯誤していることが見受けられる。また、国際教室は、「日本語指導が必要な外国籍児童生徒が5名以上在籍する場合」とあるが、周知されていない。</p>	<p>いただいたご意見は本計画の基本方針1「ともに学び、多くの人とかわり合いながら自立する子どもを育成します」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	③今後の取組の参考とする
3	<p>外国語の教科書については、基本的な文法のルールのほか、実生活に即したリアルで面白い内容のものがよいと思う。</p>		
4	<p>学校教育ふじさわビジョンのなかに「ひと」「もの」「こと」とあるが、本計画の基本方針のどこにつながりがあるか不明確。具体的な文言として必要だと思う。</p>	<p>本計画は、「学校教育ふじさわビジョン」をはじめ、「ふじさわ教育大綱」等、関連する計画と整合性を図り策定してまいります。具体的に、「ひと」「もの」「こと」の言葉は、基本方針1の施策の柱2の概要に盛り込んでいます。</p>	②計画に考え方が含まれている

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
5	基本方針の中に「いじめ根絶」や「基本的人権の大切さ」を入れるべき。	<p>藤沢市では、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定し、いじめのない社会の実現をめざして、市を挙げていじめ防止施策を進めています。また、自分も他の人も大切にする人権教育の推進も重要であると認識しています。今後とも、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざし、取り組んでまいります。</p> <p>第IV章の基本方針1、施策の柱2の概要に「また、市全体で力をあわせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。」を追加しました。</p>	①計画に反映させる
6	現代の子どもたちはゲーム等に接することが多いため、命の大切さを教える機会が増えると良い。	全市立学校において、あらゆる機会をとらえて「いのちの授業」等を実践し、児童生徒に「いのちを大切にする心」を育むことをめざしてまいります。	③今後の取組の参考とする
7	道徳の教科化により、「教え方」が注目されているが、大人がモラルや言動を正すべき。清掃や環境整備を丁寧に行っている教職員の評価を正しくすべき。		
8	今の子どもたちは自己肯定感が低いといわれている。自己肯定感が低くなるような言い方をする指導には疑問を感じる。学校は安心して子どもを通わせられるような環境であってほしい。	いただいたご意見は本計画の基本方針1「ともに学び、多くの人とかわり合いながら自立する子どもを育成します」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする
9	中学の部活動に日本の伝統文化が学べるものを取り入れ、日本の文化を紹介できる人を育ててほしい。		

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
10	小・中学校の入学時や新学期にクラスの誰かが孤立していても、いじめられたりしないよう先生から必ず注意をしてほしい。また、一人でいたいと思っている生徒もいるので、一人のままでも、安心して学校生活を送れるようにサポート体制を整えてほしい。	いただいたご意見は本計画の基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする
11	子どもたちの体力低下が著しい。遊具を危ないからと撤去せず、子どもの発達のための機会のため、遊びたいと思う遊具を設置すべき。		
12	児童生徒を取り巻く課題が多くあるなか、学習指導要領も改訂され、確かな学力向上が求められている。教員が児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導をするために、教育予算の拡充をお願いしたい。	本計画素案では、基本方針1において、「ともに学び、多くの人とかかわりあいながら自立する子どもを育成します」を掲げています。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、予算の確保も含め、努めてまいります。	②計画に考え方が含まれている
13	「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざしていくことは、インクルーシブな社会の実現にむけて、重要である。そのためにも、さらなる人的配置は必要不可欠。引き続き、その理念のもと、教育予算の拡充を求める。		
14	不登校児童生徒への対応として、クラス以外にフリーにいることができる教室の確保が必要だと思う。	いただいたご意見は本計画の基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする
15	小学校で通級指導教室を利用していた児童が、中学校入学後も切れ目のない支援を受けられるような方策を、検討してほしい。		
16	フリースクールを活用することにより、語学や支援教育の充実に期待が持てると思う。		

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
17	基本方針1, 施策の柱5「熱意と指導力のある教員の育成」について、これからの日本の教育について外部の知見を学び、市の教育にいかしてもらいたい。	他市の事例や専門的な知見を研究しながら、教員の育成を図ってまいります。	③今後の取組の参考とする
18	教員の年代構成をみると、若い年代が多く、地域との関わりにおいても多忙ななかで接点が少ないと思われる。ベテラン職員のサポートを得ながら教員も成長し、忙しいなかにも子どもとの関わりをのなかで生きがいを見出していただきたい。	新採用教員には指導教員としてベテラン教員がサポートを行っているほか、教員の経験年数に応じて経験者研修を行い経験年数の少ない教員が成長していくことができるようにしています。	②計画に考え方が含まれている

④ 基本方針2（学校施設等の整備、教職員の働き方改革など）に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	計画素案は、社会の多様な変化を捉え、分かりやすくなっている。 基本方針2, 施策の柱1「命を守る教育の推進」の防災・防犯教育について、教職員による教育に加え、公民館職員又は地域住民による、地域の特徴等を踏まえた講座が必要。地域での取組等を知ることで、災害や防犯の教育につながると考える。	防災・防犯教育については想定外の事態が発生した場合や危険を自分で察知するなど、子どもたちに自分で自分を守ることができる力をつけていくことが大切です。そのためには地域の特性を知ることも必要であることから、地域に即した内容も含めた防災・防犯教育を行ってまいります。	②計画に考え方が含まれている
2	普通教室にエアコンが入ったが、特別教室にも設置していただきたい。 教職員の働き方改革の一環として、「休憩室」を設置していただきたい。 (類似意見, ほか1件)	特別教室の空調設備の設置については、本計画及び学校施設再整備実施計画に基づき、管理諸室システムの更新とあわせて、設置を進めてまいります。 教職員の休憩室の設置については、学校施設再整備基本方針において、標準諸室として示していますので、今後の学校施設の再整備事業の際には、この方針に基づいて設置を検討します。	②計画に考え方が含まれている

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
3	<p>基本方針 2, 施策の柱 3 における「学校 ICT の充実等の物的条件整備」について、現場を知る方々からのアドバイスを十分に受けながら考えてもらいたい。</p>	<p>学校 ICT の充実については、先進事例等を参考にしながら、現場の意見を取り入れつつ環境整備を進めてまいります。</p>	<p>③今後の取組の参考とする</p>
4	<p>今後、高度な IT リテラシーの習得が重要になるので、小学校からのプログラミング教育導入には意義がある。</p> <p>若年層には、IT リテラシー習得の機会が奪われることのないよう、教育機会の均等を図ることが重要である。また高齢者に対しては、デジタル社会から取り残されないための ICT 技術を指導する必要がある。</p>	<p>基本方針 2 の施策の柱 3 で「子どもたち一人ひとりの学びを支えるため」と掲げ、小・中学校においては、プログラミング教育をはじめとして IT リテラシーを習得するための基礎を学ぶ環境を整えてまいります。</p> <p>また、高齢者に対しては、パソコンやスマートフォンに関する講座を公民館において開催していますが、今後更に ICT の利活用が進むことから、ニーズに応じた事業を展開してまいりたいと考えています。</p>	<p>②計画に考え方が含まれている</p>
5	<p>クラスの人数や教師の仕事量に根本的な改革が必要だと思う。</p>		
6	<p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援について、先生方は、子どもたちを細やかにみてくださっていると感じますが、今の教職員の数では足りないように思う。課外・部活動ではボランティア、外部指導者の力を活用するなど、子どもたちにとっても、たくさんの方々と出会い、学び、視野が広がると思う。</p> <p>(類似意見, ほか 1 件)</p>	<p>教職員の働き方改革については、児童支援担当教諭の配置や県と連携した人材確保をはじめ、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるよう、地域の協力を得ながら、取り組んでまいります。</p>	<p>②計画に考え方が含まれている</p>
7	<p>教職員の働き方改革の推進については、各校に「児童支援担当教諭」を配置することで、担任を持っている教員の負担軽減につながることを期待する。</p>		

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
8	学習指導要領の改訂で、外国語やプログラミング教育が導入された。教員の負担軽減と、一人ひとりの児童に対してのきめ細やかな指導のため、人材確保を本気で考えていただきたい。	教職員の働き方改革については、児童支援担当教諭の配置や県と連携した人材確保をはじめ、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるよう、地域の協力を得ながら、取り組んでまいります。	②計画に考え方が含まれている
9	「教職員の働き方改革の推進」について、働き方改革には関係者全てが参加すべき。学校だけで解決できるものではない。		
10	教職員の働き方改革について、具体的に教職員の生の声が活かされるような計画が必要。		
11	児童支援担当教諭や FLT の配置などは学校に対して 1 名のような基準ではなく規模に応じた配置にすべきではないか。	いただいたご意見は本計画の基本方針 2「安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする
12	「教職員の働き方改革の推進」の一環として 10 月から学校電話の対応が 17 時までとなったが、緊急時の対応はどのようにしているのか。働き方改革は理解できるが、相談したいときにすぐに連絡が取れないと安心して子どもを学校に送り出すことができない。 (類似意見, ほか 1 件)		
13	基本方針 2, 施策の柱 2「安全・安心で快適な学校施設等の整備」について、子どもや保護者の不安・不満を解消するためにも、その計画や優先する基準等の公表を望む。	学校施設等の整備計画及び基準については、学校施設再整備基本方針及び同実施計画において公表しています。なお、改築及び大規模改修等の再整備事業については、本市公共施設再整備プランに位置付け、実施してまいります。	②計画に考え方が含まれている

⑤ 基本方針3（学校・家庭・地域との連携など）に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	<p>共働きなど、時間に余裕がなく忙しく過ごしている保護者が多いが、保護者が地域や学校とかわかるとは大事だと思う。</p> <p>情報が多くあるなかで、確かな情報を得ることや、実際に人とかわかり、つながることで意見や思いを共有することが大切だと思う。</p> <p>(類似意見, ほか1件)</p>	<p>本計画素案では、基本方針3において「学校・家庭・地域等の連携・協働の推進」を掲げています。その中で「人の絆やつながりを大切にしながら」とあるように、子どもや保護者が多くの人と関わりながら学びあい、学び続けることができるよう、学校・家庭・地域との連携を推進してまいります。</p>	<p>②計画に考え方が含まれている</p>
2	<p>計画を推進していくために、ぜひ教職員の方々に子どもたちが日々の生活を明るく希望に満ちたものとなるよう、保護者ともども努力していただきたい。</p>		
3	<p>教職員の働き方改革として時間外労働の制約等があるなかで、教職員がどれだけ地域に意識を向け、かわかることができるかが課題。特に若い世代の教職員の方々には、学校のある地域を知ってこそ、児童生徒の理解も深まると思う。</p>	<p>学校が、家庭・地域との連携を進める中で、教職員が多忙感を伴うことがないように留意しながら、学校と地域が補完しあえるよう、今後とも、学校・家庭・地域との連携、協力による効果的な体制について、連携を推進してまいりたいと考えます。</p>	<p>②計画に考え方が含まれている</p>
4	<p>基本方針3について、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するとともに、教員にもその重要性・有効性を伝えていただきたい。</p> <p>(類似意見, ほか1件)</p>	<p>三者連携の効果的な連携のあり方や周知等については、計画に位置付ける各事業のなかで検討してまいります。</p>	
5	<p>「教員の世代交代」にあるように、若い先生が多いという印象を受ける。保護者も試行錯誤のなかで子育てをしている。地域との関わりも薄くなりつつある今、学校・家庭・地域の連携・協働を推進していることをもっと周知したほうがよい。</p>		

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
6	「地域との連携」の具体案として、横浜市が実施している「はまっ子ふれあいスクール」のようなものができるとうよいと思う。地域の大人にもっと頼って、一歩進んだ案が必要に思う。	いただいたご意見は本計画の基本方針3「子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする

⑥ 基本方針4（生涯学習）に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	人生100年時代を見据えた生涯学習社会の一環として、シニア世代が大学で学んだり、子どもたちのサポートができる場があるとよい。	市内4大学において、大学市民講座を実施するとともに、公民館ではシニア世代が子どもたちのサポートを行うプログラムを実施しています。 高齢化が進む中で、シニア世代の活動を支援できる学びの場の充実に努めてまいります。	②計画に考え方が含まれている
2	多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環について、生涯学習施設の一つに学校を加えてはいかがか。様々な年齢の多様な経験をもつ方々との交流が子どもたちの視野を広げると思う。	本市の生涯学習の基本理念として、「地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」としていることから、学校や教育委員会とも連携し、学びと活動の循環を図ってまいります。	③今後の取組の参考とする
3	基本方針4について、環境整備に関し、公民館がさらに利用しやすくなることを希望する。	建て替え等の機会をとらえて、コミュニティスペース等従来なかった機能を公民館内に設け、多様な人材が出会い、交流や連携の場となるよう、再整備を進めてまいります。	②計画に考え方が含まれている
4	図書館の本来の目的である学習・学究機能を失いつつあると感じる。とりわけ現在は、情報技術、IT技能の向上を支援・サポートできる体制を構築することが重要である。	生涯を通じて多様な学びを支援する図書館活動を推進する上で参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
5	浮世絵館に所蔵されているものは江の島・遊行寺関連や幕末期のものに偏りがある。浮世絵館の所管を観光課に移すべきではないか。		
6	藤沢市で発見された縄文時代の発掘品こそ、郷土愛の原点である。歴史遺産を市民がいつでも見学できるようにしていただきたい。それこそが郷土愛と教育の原点である。	いただいたご意見は本計画の基本方針4「人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします」の実現に向け、今後の取組の参考とさせていただきます。	③今後の取組の参考とする
7	ふじさわ宿や浮世絵館など、江戸時代だけでなく、鎌倉時代や平家等、もう少し歴史をさかのぼることも必要ではないか。		
8	生涯学習について、市では様々なイベント活動で成人の生涯学習を推進しているが、子どもたちに対しても、良い文化や素晴らしいスポーツを見る、聴く、体験する機会をさらに増やして頂きたい。また、開催地も、藤沢駅周辺だけではなく、湘南台文化センターや、各公民館・学校等、地域の施設を活用して、乳幼児から高齢者まで広く楽しめる文化的催しの開催を希望する。	13地区に配置している公民館をはじめ、市内各所にある生涯学習施設において、多世代を対象とした事業を行っています。 今後も生涯にわたって学び続けられるよう、機会の充実を図ってまいります。	②計画に考え方が含まれている

⑦ 基本方針5（教育の機会均等など）に関する意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	子どもの学力や家庭の経済格差等にかかわらず、どの子も自分の力で考える力をつけることができるよう、学習環境の充実を希望する。 (類似意見、ほか2件)	基本方針5の施策の柱1の概要に「子どもたちが家庭の経済状況等に左右されることなく」と記載しています。教育の機会均等が図られるよう、様々な主体と連携しながら取り組むとともに、適切な指導・支援を行うよう、努めてまいります。	②計画に考え方が含まれている

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
2	<p>基本方針5, 施策の柱1「教育の機会均等」について。制度を整えるだけでなく, 必要な人に必要な支援が届くような情報発信と配慮を期待する。</p>	<p>第3期計画では, 新たに基本方針5を位置づけ, 学びのセーフティネットを構築することを基本方針といたしました。必要な人に必要な支援が届くよう, 情報発信にも努めてまいりたいと思います。</p> <p>第IV章の基本方針5の文章, 2段落目の最後に, 「また, 必要な人に必要な支援が届くよう, 情報発信に努めます」の文言を追加しました。</p>	①計画に反映させる
3	<p>基本方針5, 施策の柱3「互いの違いを認め合う共生社会をめざし, 多様なニーズに応じる学習機会の提供」について, 外国にルーツがある子どもたちの中学卒業にあたって, 高校進学への橋渡しはどうなっているのか, と疑問に思った。</p>	<p>外国につながるのある子どもたちの高校進学にあたっては, 入試での配慮や入学にあたって必要な連絡を, 本人, 保護者了解のうえで, 中学校と高等学校との間で行っています。</p>	④その他
4	<p>「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう, 必要な環境整備と教育の機会均等を図ること」に納得, 共感した。しかし, 今回実施された, 「幼児教育施設保育料補助金」については, 家庭の所得格差は縮まるどころか, むしろ格差が広がるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見は本計画の基本方針5「すべての子ども・若者へのセーフティネットを構築します」の実現に向け, 今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	③今後の取組の参考とする

⑧ その他の意見等

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	意見等の反映
1	<p>計画素案は，社会の多様な変化を捉え，分かりやすくなっている。</p> <p>地域の人材を活かすことが，基本方針3，4，5の施策の柱につながる。学校支援ボランティア，おはようボランティア，放課後の学習ボランティアなど，地域の人材を活かすことが，学校支援になり，地域の人々にとっても，活き活きと活動できるようになる。</p>	<p>基本理念に「学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会」を掲げているとおり，地域の人材をいかすことは，「学びの環」ふじさわの実現には必要だと認識しています。学校・家庭・地域の連携を進めるなかで，学校と地域人材が補完しあえるよう推進してまいります。</p>	②計画に考え方が含まれている
2	<p>子どもたちが地域の様々な事業・イベントに参加し，親以外の大人に誉めてもらうことにより，自己肯定感が生まれ，社会と関わる気持ちが芽生えてくると思う。ここに力を入れることで，基本方針3や5に繋がっていくのではないかと。</p> <p>(類似意見，ほか1件)</p>	<p>本計画素案では，基本方針1の施策の柱2「豊かな心を育む教育の推進」の中で，自己肯定感をはじめ，豊かな心が育まれる教育を推進します，と掲げています。</p> <p>また，基本方針3の施策の柱2「学校・家庭・地域等の連携・協働の推進」を掲げています。子どもたちが地域の中で多くの人とかわりながら，健やかに成長していけるように学校・家庭・地域の連携・協働を推進してまいります。</p>	②計画に考え方が含まれている
3	<p>計画のめざす方向等は理解できるが，具体策が記載されていない。</p> <p>(類似意見，ほか2件)</p>	<p>基本方針の各施策の柱に位置付ける具体的な事業については，検討を進めており，計画に位置付けてまいります。</p>	④その他
4	<p>藤沢市にも公立の中高一貫校をつくる必要があると思う。</p>		
5	<p>男女問わず，様々な髪型をしたり，アクセサリーを身につけたりすることについて，身に着け方や作り方の教室を開催するなどして，理解を進めていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は，今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	③今後の取組の参考とする

第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況

回	開催期日	内 容
1	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状及び任命状の交付 ・教育長あいさつ ・委員紹介 ・委員長、副委員長選出 ・諮問 ・策定の趣旨 ・策定のスケジュールについて ・具体的な作業等について ・現計画についての課題と第3期藤沢市教育振興基本計画の方向性についての意見交換
2	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状交付 ・基本方針及び施策の柱について ・素案について
3	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び施策の柱について ・素案について
4	8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期藤沢市教育振興基本計画答申案について
5	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第3期藤沢市教育振興基本計画に位置付ける事業について ・第3期藤沢市教育振興基本計画案について

第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属	区分
委員長	藤井 佳世	横浜国立大学教育学部 准教授	学識経験者
副委員長	渡邊 美子	学校・家庭・地域連携推進会議会 長会	地域関係者
委員	渡邊 泰典	多摩大学グローバルスタディーズ 学部 教授	学識関係者
委員	伴 瑞穂	藤沢の子どもたちのためにつなが る会	保護者
委員	稲川 由佳	藤沢市社会教育委員会議 副議長	社会教育関係者
委員	森 伸一	藤沢市立滝の沢小学校長	学校関係者
委員	小池 規子	藤沢市立村岡中学校長	学校関係者
委員	志水 敦子	藤沢市立白浜養護学校長	学校関係者
委員	岡田 耕一	藤沢市立鵜洋小学校 総括教諭	学校関係者
委員	伊澤 裕実	藤沢市立藤ヶ岡中学校 総括教諭	学校関係者

第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく藤沢市教育振興基本計画を改定し、第3期藤沢市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、藤沢市教育委員会が諮問する事項について協議し、その結果を藤沢市教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員及び学校関係者等とする。

3 委員は、藤沢市教育委員会が委嘱・任命し、又は解任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 策定委員会は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害する恐れがある場合並びに委員長が非公開を認めた場合を除き、公開する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を策定委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 策定委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第2項の規定に準ずる額とする。

2 藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員と兼職している委員が、藤沢市教育振興基本計画評価委員会と同一の日に策定委員会の委員としての職務を行ったときは、支給しない。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関わる必要事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

2019年（令和元年）8月21日

藤沢市教育委員会
教育長 平岩 多恵子 様

第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会
委員長 藤井 佳世

第3期藤沢市教育振興基本計画について（答申）

2019年（令和元年）5月27日付けで諮問のありました第3期藤沢市教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）の策定について、当策定委員会において、教育における様々な分野からの委員により、第3期計画策定時における主な課題や社会情勢の変化について整理をするとともに第3期計画の進むべき方向性等について協議を行い、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、第3期計画に盛り込まれる実施事業については、当策定委員会の答申を踏まえ、推進されることを期待します。

計画策定までの経過

月 日	会 議 等	内 容
2019年（平成31年）		
3月20日	3月教育委員会 定例会	・第3期計画の策定について
4月 10日・11日	校長会	・第3期計画の策定について
2019年（令和元年）		
5月15日	5月教育委員会 定例会	・第3期計画基本構想の策定方針について ・第3期計画策定委員会委員の委嘱又は任命について ・第3期計画の策定について（諮問）
5月21日	検討連絡会①	・第3期計画の策定について
5月27日	策定委員会①	・策定委員の委嘱及び任命 ・教育委員会からの諮問 ・第3期計画の策定について 等
6月12日	6月教育委員会 定例会	・第3期計画策定委員会委員の委嘱について
6月18日	検討連絡会②	・第1回策定委員会についての報告 ・第2回策定委員会の資料検討
6月24日	策定委員会②	・策定委員の委嘱 ・基本方針及び施策の柱について ・素案について
7月 2日	検討連絡会③	・第2回策定委員会についての報告 ・第3回策定委員会の資料検討
7月 8日	策定委員会③	・基本方針及び施策の柱について ・素案について
7月23日	検討連絡会④	・第3回策定委員会についての報告 ・第4回策定委員会の資料検討
8月 9日	策定委員会④	・第3期計画答申案について
	答 申	・教育委員会への答申
8月21日	8月教育委員会 協議会	・藤沢市教育振興基本計画の改定について (中間報告)
8月22日	総務主管者会議	・藤沢市教育振興基本計画の改定について ・パブリックコメントについて

月 日	会 議 等	内 容
9月 4日・6日	校長会	・パブリックコメントについて
9月 9日	子ども文教常 任委員会	・藤沢市教育振興基本計画の改定について (中間報告)
9月19日 ～10月18日	パブリックコメント実施	
12月17日	検討連絡会⑤	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期計画に位置付ける事業について ・第5回策定委員会の資料検討
12月26日	策定委員会⑤	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期計画に位置付ける事業について ・第3期計画案について
2020年(令和2年)		
1月15日	1月教育委員会 協議会	・第3期計画案について
1月29日 ～2月18日	パブリックコメント実施結果の公表	
3月 3日	子ども文教常 任委員会	・藤沢市教育振興基本計画の改定について (最終報告)
3月18日	3月教育委員会 定例会	・藤沢市教育振興基本計画の改定について